目　次

第１章　計画の概要 ・・・

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本町では、平成 29（2017）年に「北島町障がい者計画（第２期）」を策定し、障がいがあっても地域で暮らしていけるように、町民相互で支え合えるような町づくりを目指して、『笑顔でささえあい・きたじま』を基本理念とし、計画に基づき総合的に推進してきました。

また、平成 30（2018）年には「北島町障がい福祉計画（第５期）」とともに、平成 28 年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い策定が義務化された「市町村障がい児福祉計画」として、「北島町障がい児福祉計画（第１期）」を策定し、障がい者の地域での暮らしを支援することを中心に、障がい福祉サービスの充実に努めてきました。

この間、国においては地域共生社会の実現に向け、平成 30 年３月に「第４次障害者基本計画」が策定され、障がい者が社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援することを基本理念としています。また、横断的視点として「障害者権利条約の理念の尊重」「アクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等が掲げられています。

この他にも「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 30（2018）年４月）」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年６月）」「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30（2018）年 12 月）」の施行や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（平成 30（2018）年５月）、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定（平成 31（2019）年３月）など、障がい者関連の法律・制度は大きく変容しています。

このような国の法制度改正や障がい者を取り巻く社会環境の変化、ニーズの多様化に対応するとともに、本町における障がい福祉サービス等の具体的な数値目標を設定し、施策の推進について取り組みを定める「北島町障がい福祉計画（第６期）北島町障がい児福祉計画（第２期）」を一体的に策定するものです。

２　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針の改定について

都道府県・市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、現行計画の計画期間が令和２年度末までであることから、令和３年度を初年度とする次期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、国は令和元年 10 月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、令和２年１月 17 日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について了承されました。

■第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画基本指針の改定内容

○地域における生活の維持及び継続の推進	入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保。
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加。アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進。
○福祉施設から一般就労への移行等の推進	・就労移行支援の目標を明確化し、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加。 ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用。 ・令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上。 このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載。 ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援 ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 ③高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築
○「地域共生社会」の実現に向けた取組	地域共生社会の実現に向け、引き続き地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組み、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
○発達障がい者等支援の一層の充実	発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保。
○障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	・児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進。 ・障がい児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る。 ＜保育、保健、医療、教育等の関係機関との連携＞ ＜特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備＞
○相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行う。
○障がい者の社会参加を支える取組	・多様なニーズを踏まえ、文化芸術を享受鑑賞、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を通じて、障がい者の個性や能力の発揮、社会参加の推進を図る。 ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
○障がい福祉人材の確保	研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組む。
○障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供することが必要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

■障がい福祉サービス等に係る成果目標

①福祉施設から地域生活への移行	【地域生活移行者の増加】 ・令和元年度末の施設入所者の6％以上が地域生活へ移行。
	【施設入所者数の削減】 ・令和元年度末時点の施設入所者の 1.6％以上を削減。
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】（都道府県） ・平均 316 日以上。（新項目）
	【精神病床における1年以上長期入院患者数】（都道府県） ・65 歳未満、65 歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定。
	【精神病床における退院率】（都道府県） ・入院後 3 カ月時点の退院率を 69％以上、6カ月時点 86％以上、1年時点 92％以上。
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討。
④福祉施設から一般就労への移行	【一般就労移行者の増加】 ・令和元年度実績の 1.27 倍以上　うち就労移行支援 1.30 倍以上、就労A型 1.26 倍以上、就労B型 1.23 倍以上。（新項目）
	【職場定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。（新） ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に。（新項目）
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置。（圏域設置も可） ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
	【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】（都道府県） ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保。（新項目）
	【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保。（圏域確保も可）
	【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。（圏域確保も可）（一部新項目）
⑥相談支援体制の充実・強化【新項目】	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保。
⑦障がい福祉サービス等の質の向上【新項目】	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築。

３　本計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条」に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」、そして「児童福祉法」を法的根拠とする「障がい児福祉計画」を策定するものです。

これらの計画は、本町の上位計画である「北島町第５次振興計画」及びその他の福祉関連計画との連携、国や県の計画との整合性を図りながら策定します。

■計画の位置づけ

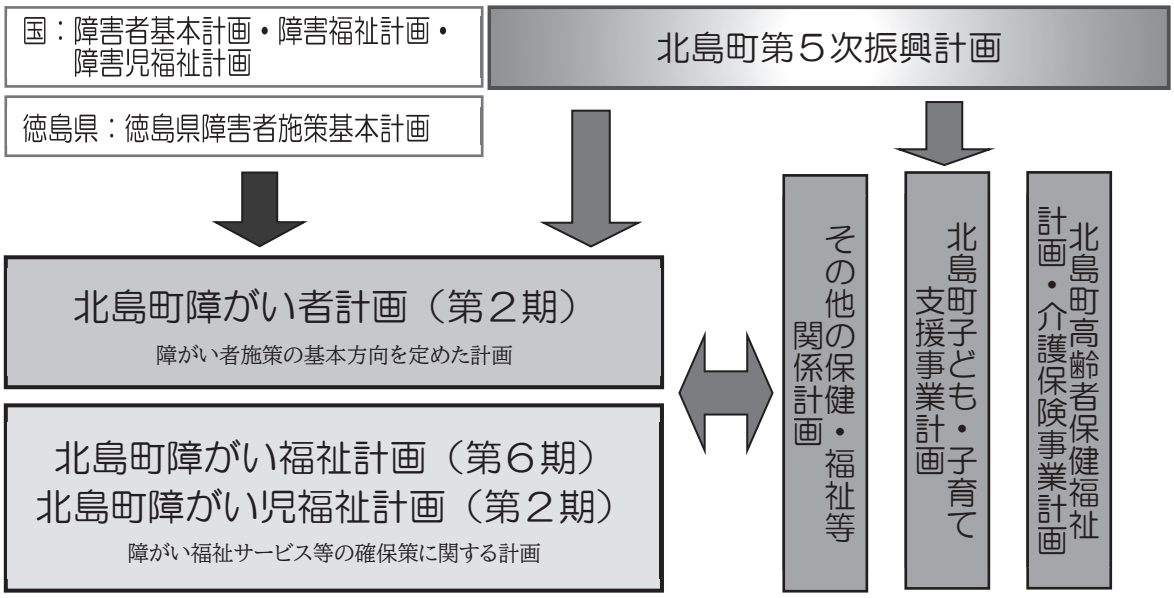

■策定の根拠法及び計画内容

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 （第 11 条第３項）	障害者総合支援法 （第 88 条第１項）	児童福祉法 （第 33 条の 20 第１項）
計画期間	中長期 （概ね 5～10 年程度）	３年を１期とする	３年を１期とする
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画

4　計画の期間

「北島町障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき、平成 18（2006）年 10 月から平成 20（2008）年度までの２年６ヶ月間を第１期として始まり、平成 21（2009）年度から３か年ごとに第２期、第３期、第４期、第５期として策定しました。

また、「北島町障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度の３年間を第１期として策定しました。

今回、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和５（2023）年度までの３年間とします。

■計画の期間

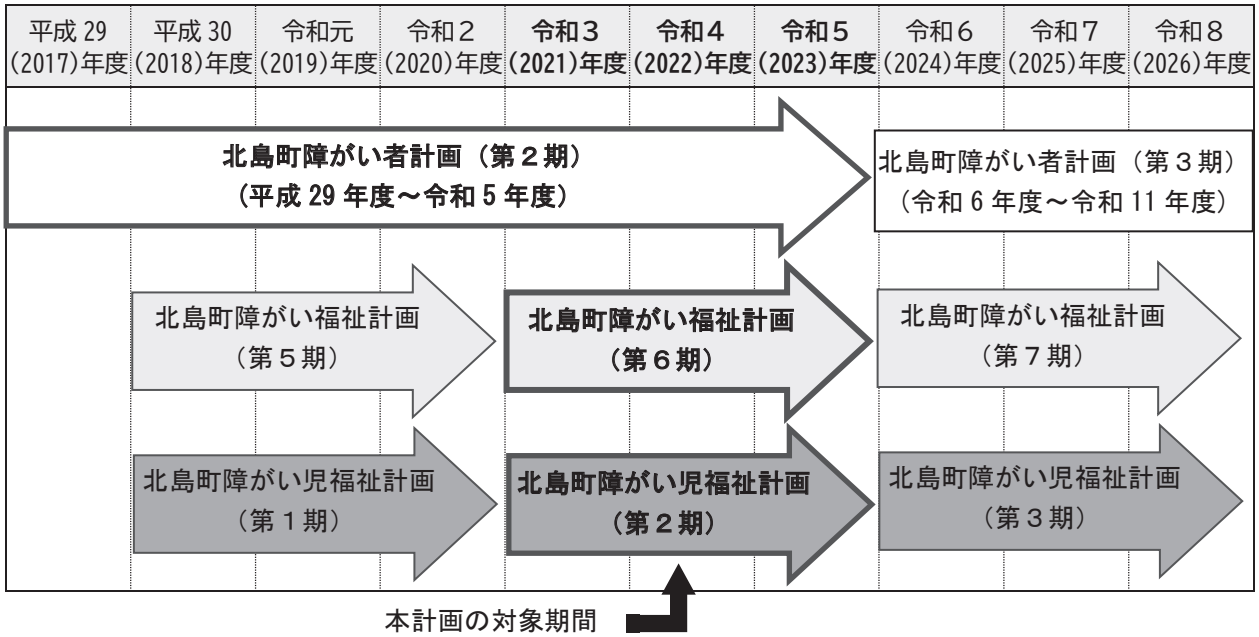

5　計画の対象者

「障がい福祉計画」は自立支援給付・地域生活支援事業を受ける障がい者を対象としています。なお、平成 22 年の障害者自立支援法の改正により高次脳機能障がい、発達障がいも障がい者の範囲に含まれ、難病患者についても、平成 25 年の障害者総合支援法により障がい者の範囲に加えられています。

COLUMN

～ 計画における障がい者の概念 ～

「障がい者」とは…障害者基本法第２条に規定する「身体障がい、知的障がい、または精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」をいいます。

「高次脳機能障がい」とは…「けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障がいが出て日常生活や社会生活に支障を来す状態」をいいます。

「発達障がい」とは…発達障害者支援法第２条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい」をいいます。

「難病患者」とは…障害者総合支援法第４条に規定する「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの」をいいます。

6　計画の策定体制

（１）行政機関内部における計画策定体制の整備

本計画は、民生児童課、関係各課及び県等と密接な連携を図りながら、障がい者本人やその家族、障がい福祉関係機関のニーズと実態を把握し、福祉、保健、医療、労働、教育等の関係団体、サービス事業者等との連携を強化しつつ、計画の円滑な推進を図ります。

（２）障がい者のニーズの把握

本計画の策定にあたり、障がい者の生活実態や福祉制度の利用状況と問題点、新たなサービスに対する利用意向等を把握し、意見を反映させるため、下記の調査を実施しました。

■当事者アンケート調査

調査対象	町内在住の障害者手帳をお持ちの方
調査方法	郵送配布・郵送回収によるアンケート調査
調査期間	令和２年10月５日～10月26日
回収状況	配布数973人、有効回収数645人、有効回収率66.3%

■関係団体等ヒアリング調査

調査対象	町内の当事者・ボランティア団体
調査方法	郵送配布・郵送回収によるアンケート調査
調査期間	令和２年10月５日～10月26日
回収状況	配布数22団体、有効回収数９団体、有効回収率40.9%

（３）計画策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、障がい者団体の代表、学識経験者、福祉関係者、保護者代表、関係行政機関職員、保健師で構成される「北島町障がい者計画等策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

■計画策定委員会の概要

第１回	令和２年12月10日に資料配付 〇計画策定の概要　〇アンケート結果の報告 〇計画の骨子案の検討　〇意見交換
第２回	令和３年２月26日頃に資料配付 〇計画原案に対する意見聴取を行い、承認

第２章　北島町における障がい者を取り巻く現状

１　人口の状況

本町の総人口は、令和２年度で 23,072 人となっており、平成 27 年度からの５年間で 223 人（9.8%）増加しています。

年齢３区分人口比率をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しており、一方、高齢者人口（65 歳以上）は令和２年度で 25.2%となっており、平成 27 年度からの５年間で 2.2%増加し、高齢化の進行がみられます。

また、本町の障がい者手帳数は、令和２年度で 1,033 人となっており、平成 27 年度からの５年間で 44 人（4.4%）増加しており、総人口比は 4.5%とやや増加傾向で推移しています。

■総人口と年齢３区分人口と障がい者手帳数の推移　（単位：人、%）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口		22,849	22,997	23,032	23,068	23,109	23,072
年少人口（0～14 歳）		3,536	3,545	3,533	3,545	3,544	3,483
	比率	15.5	15.4	15.3	15.4	15.3	15.1
生産年齢人口（15～64 歳）		14,068	14,045	13,949	13,888	13,853	13,767
	比率	61.6	61.1	60.6	60.2	59.9	59.7
高齢者人口（65 歳以上）		5,245	5,407	5,550	5,635	5,712	5,822
	比率	23.0	23.5	24.1	24.4	24.7	25.2
障がい者手帳数※		989	1,020	1,039	1,033	1,031	1,033
	比率	4.3	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5

出典：住民基本台帳（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

※障がい者手帳数は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数を足し合わせた数。

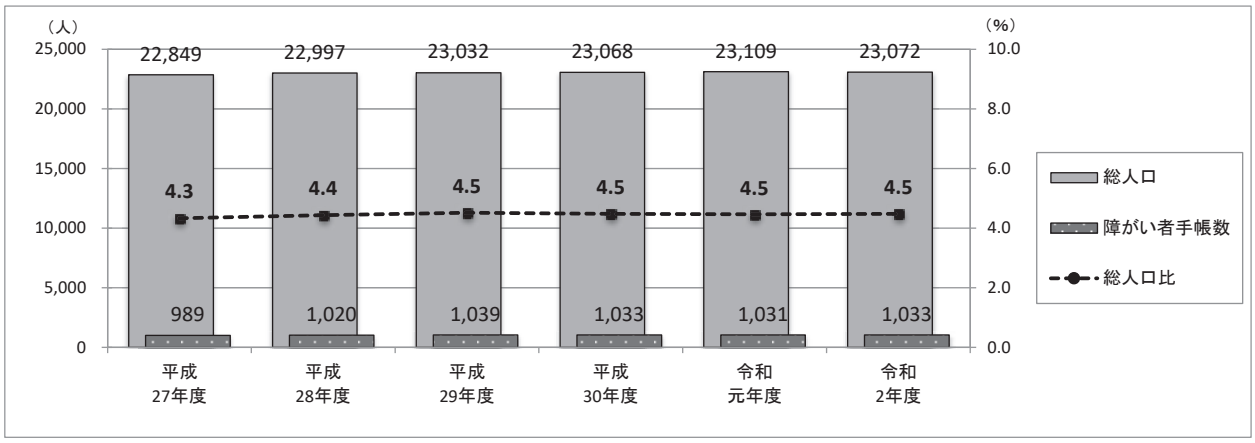

２　障がい者の状況

（１）身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和２年７月末時点で718人（18歳未満：17人、18～64歳：195人、65歳以上：506人）と平成27年度の748人から30人（4.0%）減少しています。

等級別でみると、６級は増加傾向ですが、これ以外は減少傾向となっています。

障がいの種類別でみると、音声言語そしゃく機能障がいは増加傾向ですが、これ以外は減少傾向となっています。

障がいの種類と等級別のクロス項目でみると、１級は内部障がい、２級から５級までは肢体不自由、６級は聴覚平衡機能障がいがそれぞれ最も多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	14	17	16	16	16	17
18～64歳	198	199	195	199	189	195
65歳以上	536	539	533	517	509	506
合計	748	755	744	732	714	718

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
１級	268	275	264	271	267	265
２級	112	117	106	111	95	98
３級	97	101	103	96	98	96
４級	156	151	158	143	145	148
５級	57	55	52	50	49	49
６級	58	56	61	61	60	62
合計	748	755	744	732	714	718

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	46	44	45	47	46	45
聴覚平衡機能障がい	103	102	106	100	100	103
音声言語そしゃく機能障がい	9	10	16	16	16	16
肢体不自由	366	377	358	352	332	332
内部障がい	224	222	219	217	220	222
合計	748	755	744	732	714	718

■身体障害者手帳保持者数の状況（障がいの種類別×等級別）※令和２年度の実績　（単位：人）

	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
１級	22	13	0	77	153	265
２級	11	20	0	64	3	98
３級	3	7	4	58	24	96
４級	0	27	11	68	42	148
５級	6	1	0	42	0	49
６級	3	35	1	23	0	62
合計	45	103	16	332	222	718

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

（２）知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は令和 2 年 7 月末時点で 183 人（18 歳未満：45 人、18～64 歳：133 人、65 歳以上：5 人）と平成 27 年度の 159 人から 24 人（15.1%）減少しています。

年齢別でみると、18 歳未満は減少傾向で推移し、18～64 歳は増加傾向、65 歳以上は横ばい傾向にあります。

障がいの程度別でみると、軽度（B2）では令和 2 年 7 月末時点で 82 人と、平成 27 年度の 66 人から 16 人（24.2%）増加しています。

年齢と障がいの種類別のクロス項目でみると、いずれの障がいの種類も 18～64 歳が最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	51	54	53	52	49	45
18～64歳	104	112	123	126	130	133
65歳以上	4	4	5	5	5	5
合計	159	170	181	183	184	183

■療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最重度（A1）	21	20	20	20	20	20
重度（A2）	43	46	47	48	48	48
中度（B1）	29	34	34	33	33	33
軽度（B2）	66	70	80	82	83	82
合計	159	170	181	183	184	183

■療育手帳所持者数の状況（年齢×障がいの種類別）※令和２年度の実績（単位：人）

	0～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
最重度（A1）	4	16	0	20
重度（A2）	13	33	2	48
中度（B1）	6	26	1	33
軽度（B2）	22	58	2	82
合計	45	133	5	183

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

（３）精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和２年７月末時点で 132 人（18 歳未満：６人、18～64 歳：111 人、65 歳以上：15 人）と平成 27 年度の 82 人から 50 人（61.0%）増加しています。

年齢別でみると、いずれも増加傾向にあります。

等級別でみると、１級は減少傾向で推移し、２級と３級は増加傾向にあります。

年齢と障がいの種類別のクロス項目でみると、0～17 歳は３級、18～64 歳は２級と３級がほぼ同数、65 歳以上は２級がそれぞれ最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	0	0	5	5	7	6
18～64歳	73	85	97	99	109	111
65歳以上	9	10	12	14	17	15
合計	82	95	114	118	133	132

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
１級	13	11	10	9	10	7
２級	42	48	58	61	62	64
３級	27	36	46	48	61	61
合計	82	95	114	118	133	132

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況（年齢×等級別）※令和２年度の実績（単位：人）

	0～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
１級	0	6	1	7
２級	0	53	11	64
３級	6	52	3	61
合計	6	111	15	132

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

COLUMN

～ 障害者手帳について ～

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体（手足）・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に一定以上の永続する障がいのある人が対象です。障がいの程度は重い方から順に１級から６級まであります。

●療育手帳

18 歳未満の方は児童相談所、18 歳以上の方は障がい者相談支援センターにおいて、知的障がいがあると判定された方が対象です。障がいの程度はＡ（重度）、Ｂ（中・軽度）です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患をお持ちの方のうち、長期にわたり、日常生活又は社会生活に制限のある方が対象です。障がいの程度は１級～３級まであります。

（４）障害支援区分の状況

障害支援区分認定者数の推移をみると、平成 27 年度の 101 人から令和 2 年度には 124 人と増加傾向となっています。令和 2 年度の内訳は、区分２が 28 人と最も多く、次いで区分 3 が 27 人、区分６が 26 人で続いています。

■障害支援区分認定者数の推移　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分１	3	5	4	6	4	3
区分２	22	23	25	25	24	28
区分３	23	23	20	21	27	27
区分４	16	20	20	22	22	22
区分５	16	16	15	16	19	18
区分６	21	22	27	29	25	26
合計	101	109	111	119	121	124

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

（５）自立支援医療の状況

自立支援医療受給者数の推移をみると、平成 27 年度の 228 人から令和２年度には 293 人と増加傾向となっています。令和２年度の内訳は、精神通院医療が 264 人と最も多く、次いで更生医療が 28 人、育成医療が１人となっています。

■自立支援医療受給者数の推移　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
育成医療	7	4	5	3	0	1
更生医療	16	17	20	25	26	28
精神通院医療	205	216	235	248	264	264
合計	228	237	260	276	290	293

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

（６）福祉医療費助成の状況

福祉医療費助成対象者数の推移をみると、平成 27 年度の 390 人から令和２年度には 378 人と減少傾向となっています。令和２年度の内訳は、重度心身障害者医療が 378 人、精神障害者医療が０人となっています。

■福祉医療費助成対象者数の推移　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度心身障害者医療	390	411	384	393	378	378
精神障害者医療	0	0	0	0	0	0
合計	390	411	384	393	378	378

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

（７）難病等患者の状況

難病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」と「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 27 年１月１日から施行され、難病と小児慢性特定疾病の医療費助成が新しい制度に変わりました。

難病のうち医療給付対象として指定されている指定難病は、平成 30 年４月１日に１疾病、令和元年７月１日に２疾病が追加され，現在は 333 疾病が指定されています。

本町の把握可能な患者数は以下のとおりです。

■難病等患者数の推移　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定難病	160	170	191	175	192	199
小児慢性特定疾病	9	14	12	15	16	16
合計	169	184	203	190	208	215

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

（８）経済的支援の状況

経済的支援受給者数等の推移をみると、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び心身障害者扶養共済制度加入等の状況は以下の通りとなっています。

■経済的支援受給者数等の推移　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別障害者手当	12	10	8	10	12	14
障害児福祉手当	15	19	18	16	13	14
特別児童扶養手当	45	49	44	48	42	44
心身障害者扶養共済制度※	12	11	10	10	9	9
合計	84	89	80	84	76	81

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）
※心身障害者扶養共済制度は、加入者数を記載。

３　障がいのある子どもの状況

（１）障がい児保育の状況

障がい児保育を実施している保育園において、一人ひとりの障がいにあった指導や支援を実施しています。

（２）障がい児通所支援の状況

障がい児通所支援利用者数の推移をみると、児童発達支援及び放課後等デイサービスともに平成 27 年度の利用者数から増加傾向となっています。

■障がい児通所支援利用者数の推移　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	45	53	56	63	77	72
放課後等デイサービス	48	57	62	71	88	82

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

（３）特別支援学級の状況

特別支援学級の推移をみると、特別支援学級に通う小学校の児童数は平成 27 年度から増加傾向で、特別支援学級に通う中学校の生徒数は平成 27 年度から減少傾向にあります。

■小学校特別支援学級の推移　（単位：校、級、人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置校数（校）	3	3	3	3	3	3
学級数（級）	11	10	13	12	11	12
児童数（人）	34	33	44	45	39	54

■中学校特別支援学級の推移　（単位：人、学級）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置校数（校）	1	1	1	1	1	1
学級数（級）	4	3	3	3	6	6
生徒数（人）	19	15	16	12	18	19

出典：教育委員会（各年度5月1日現在）

（４）障がい児の在籍状況

保育所における障がい児在籍数の推移をみると、平成 27 年度の 2 人から令和 2 年度時点で 0 人と減少傾向にあります。

幼稚園における障がい児在籍数の推移をみると、平成 27 年度の 27 人から令和 2 年度時点で 26 人と横ばい傾向にあります。

■保育所における障がい児在籍数の推移　（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍児数	３歳未満	281	246	247	284	307	301
	３歳	120	154	129	133	136	151
	４歳以上	127	146	162	153	144	163
	合計	528	546	538	570	587	615
在籍障がい児数	３歳未満	0	1	0	0	0	0
	３歳	1	1	1	0	0	0
	４歳以上	1	2	2	2	2	0
	合計	2	4	3	2	2	0

出典：民生児童課（各年度3月末現在）

■幼稚園における障がい児在籍数の推移　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍児数	277	251	250	273	268	213
在籍障がい児数	27	19	22	19	26	26
加配教諭数	3	3	3	3	3	5

出典：教育委員会（各年度5月1日現在）

4　障がいのある人の就労の状況

（１）役場職員における障がい者の雇用状況

役場職員における障がい者雇用数の推移をみると、平成 30 年度の 3 人から令和 2 年度時点で 3 人と横ばい傾向にあります。

■役場職員における障がい者雇用数の推移　（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
職員数	174	172	180
身体障がい	2	2	2
知的障がい	1	1	1
精神障がい	0	0	0
合計	3	3	3
実雇用率（%）	1.7%	1.7%	1.7%

出典：町長部局（正規・会計年度）（各年度６月１日現在）

5　人的資源の状況

（１）専門職の状況

障がい者事業に係る専門職の状況についてみると、臨時職員を合わせても医師・看護師・相談支援専門員は０人となっています。

■専門職の状況　（単位：人）

	町職員	社会福祉協議会
医師	0	0
保健師	8	0
社会福祉士	3	0
看護師	0	0
栄養士	4	2
介護福祉士	0	5
介護支援専門員	6	5
相談支援専門員	0	0

出典：総務課・北島町社会福祉協議会（令和2年4月1日現在、有資格者数）

（２）相談員の設置状況

相談員の設置状況についてみると、精神障がい者家族相談員は０人となっています。

■相談員の設置状況　（単位：人）

	人員
民生委員・児童委員	38
身体障がい者相談員	3
知的障がい者相談員	1
精神障がい者家族相談員	0

出典：民生児童課（令和2年7月末現在）

（３）障がい者支援ボランティア団体等の登録状況

障がい者支援ボランティア団体数及び登録者数の推移についてみると、団体人数は減少傾向にあります。

■障がい者支援ボランティア団体数及び登録者数の推移　（単位：団体、人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団体数（団体）	5	5	5	5	5	5
団体人数（人）	66	66	62	65	62	62
個人（人）	0	0	0	0	0	0

出典：民生児童課（各年度3月末現在、令和2年度のみ7月末現在）

6　アンケート調査結果

（1）当事者アンケート調査の結果

① 本人の年齢・性別

回答者の年齢は、障がい別でみると、身体障がいが 70.2 歳、難病（特定疾患）が 66.1 歳、高次脳機能障がいが 68.5 歳と年齢が高く、一方で知的障がいが 34.3 歳、精神障がいが 46.0 歳、発達障がいが 25.4 歳と年齢が低くなっている。

回答者の性別は、障がい別でみると、身体障がい・知的障がい・発達障がいでは「男性」が多く、精神障がい・難病（特定疾患）では「女性」が多くなっている。

■本人の年齢・性別

【表の見方】単位＝比率(%)		全体（人）	(1) 18歳未満	(2) 18～40歳	(3) 41～64歳	(4) 65歳以上	無回答	平均（歳）
全体		645	5.3	13.2	24.0	54.9	2.6	62.0
障がい別	身体障がい	423	2.1	3.5	22.2	70.9	1.2	70.2
	知的障がい	102	19.6	43.1	27.5	5.9	3.9	34.3
	精神障がい	78	5.1	32.1	47.4	14.1	1.3	46.0
	難病（特定疾患）	48	6.3	2.1	22.9	66.7	2.1	66.1
	高次脳機能障がい	14	7.1	－	21.4	71.4	－	68.5
	発達障がい	57	35.1	45.6	15.8	1.8	1.8	25.4

【表の見方】単位＝比率(%)		全体（人）	(1) 男性	(2) 女性	無回答
全体		645	54.7	43.6	1.7
障がい別	身体障がい	423	52.5	47.0	0.5
	知的障がい	102	61.8	36.3	2.0
	精神障がい	78	48.7	51.3	－
	難病（特定疾患）	48	37.5	58.3	4.2
	高次脳機能障がい	14	50.0	50.0	－
	発達障がい	57	70.2	28.1	1.8

② 生活するために望まれる支援

「経済的な負担の軽減」（45.1%）が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（37.4%）、「在宅で医療的ケアなどが適正に得られること」（30.5%）などとなっている。

■生活するために望まれる支援

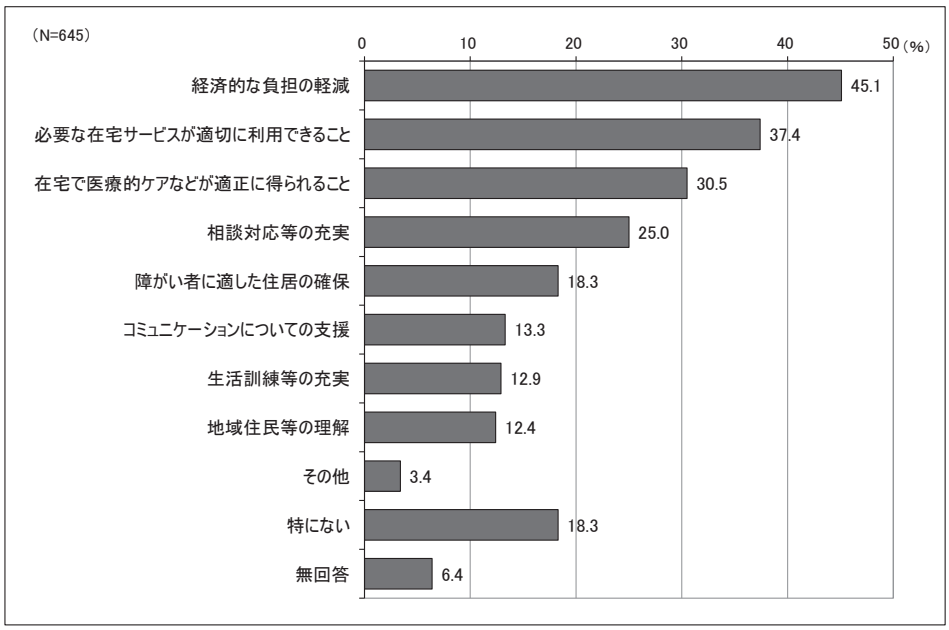

③ 町民の理解や地域・行政の社会的支援の程度

「わからない」（37.1%）が最も多く、次いで「多少進んでいる」（22.9%）、「あまり進んでいない」（20.6%）などとなっている。

■町民の理解や地域・行政の社会的支援の程度

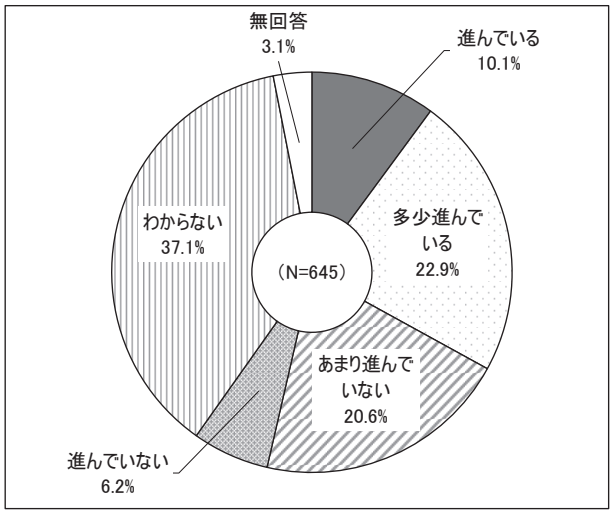

④ 北島町が暮らしやすいまちだと思わない理由

「道路の段差や歩道が整備されていない」（49.7%）が最も多く、次いで「交通が不便」（44.1%）、「障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない」（40.8%）などとなっている。

■北島町が暮らしやすいまちだと思わない理由

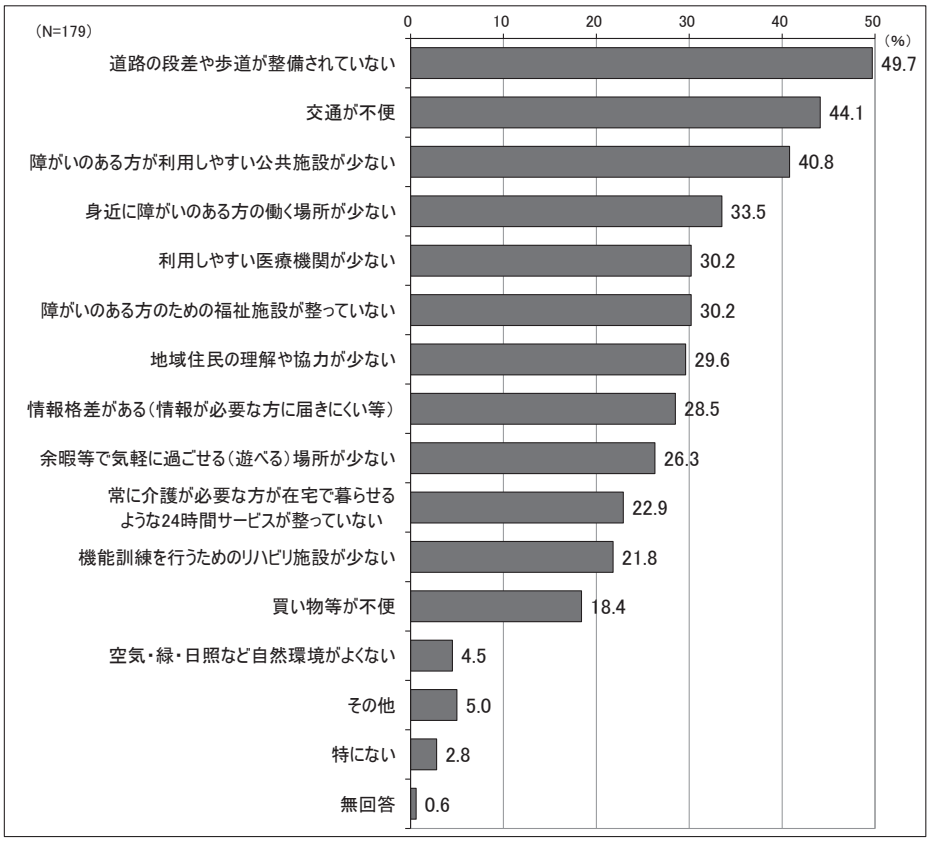

⑤ 外出時に困ること

「公共交通機関が少ない（ない）」（29.0％）が最も多く、次いで「困った時にどうすればいいか心配」（23.3％）、「道路や駅に階段や段差が多い」（19.4％）などとなっている。

■外出時に困ること

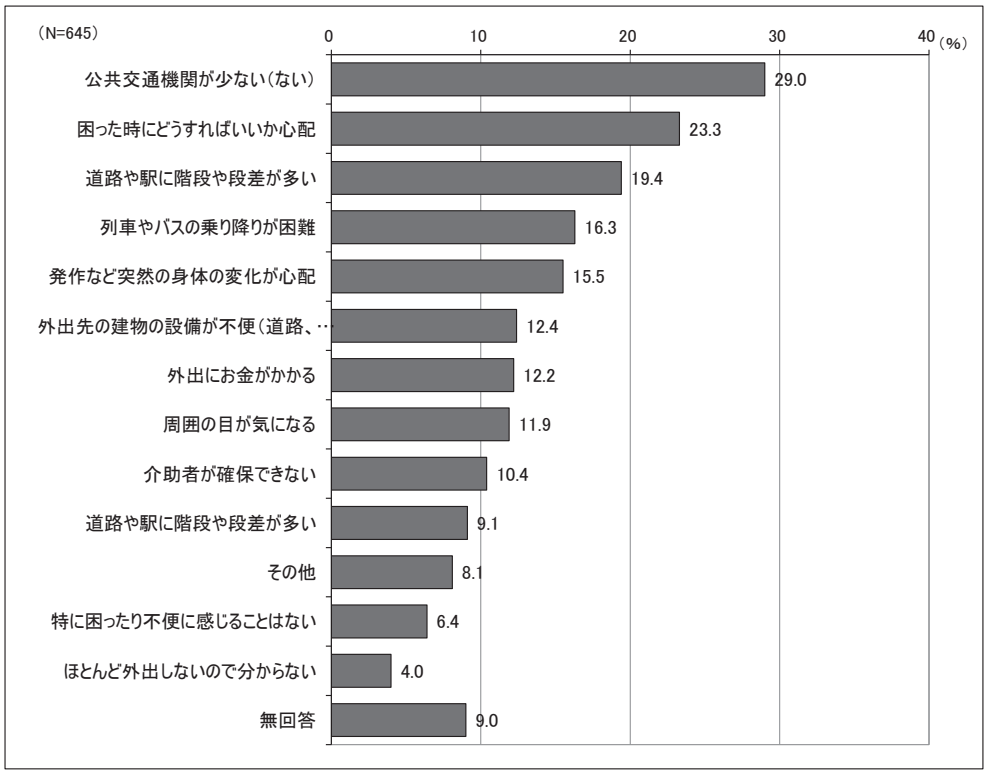

⑥ 今後、収入を得る仕事をしたいか

「仕事をしたい」（39.4％）が最も多く、次いで「仕事はできない」（38.7％）、「仕事はしたくない」（9.7％）となっている。

■今後、収入を得る仕事をしたいか

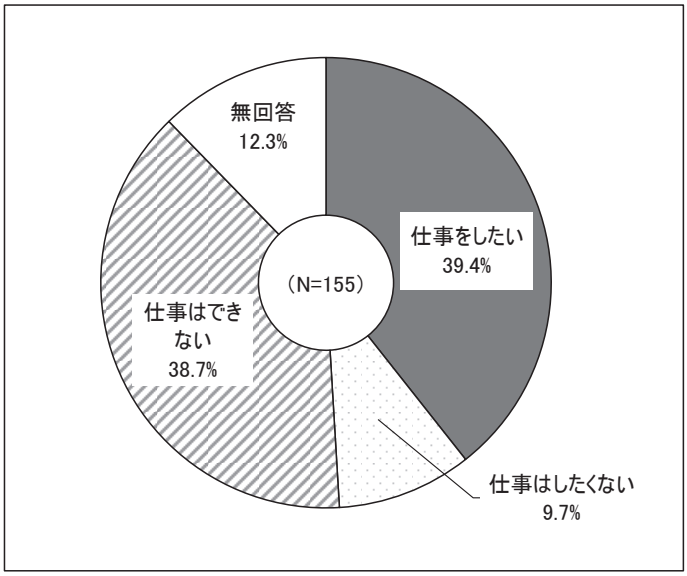

⑦ 障がい者に必要な就労支援

「職場における障がい者理解」（29.9％）が最も多く、次いで「給料の充実」（22.9％）、「通勤手段の確保」（22.0％）などとなっている。

■障がい者に必要な就労支援

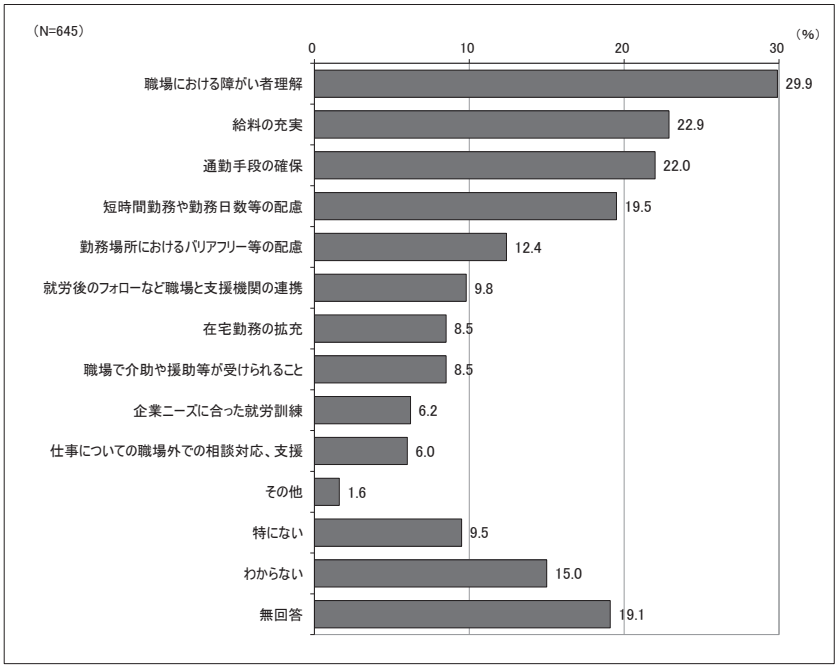

⑧ 通園・通学や療育・保育・教育全般で困っていること

「通園・通学の送迎が大変である」（41.2％）が最も多く、次いで「療育・保育・教育についての情報が少ない」（38.2％）、「帰宅後、下校後に仕事等が忙しく、子どもの面倒が十分みられない」（23.5％）などとなっている。

■通園・通学や療育・保育・教育全般で困っていること

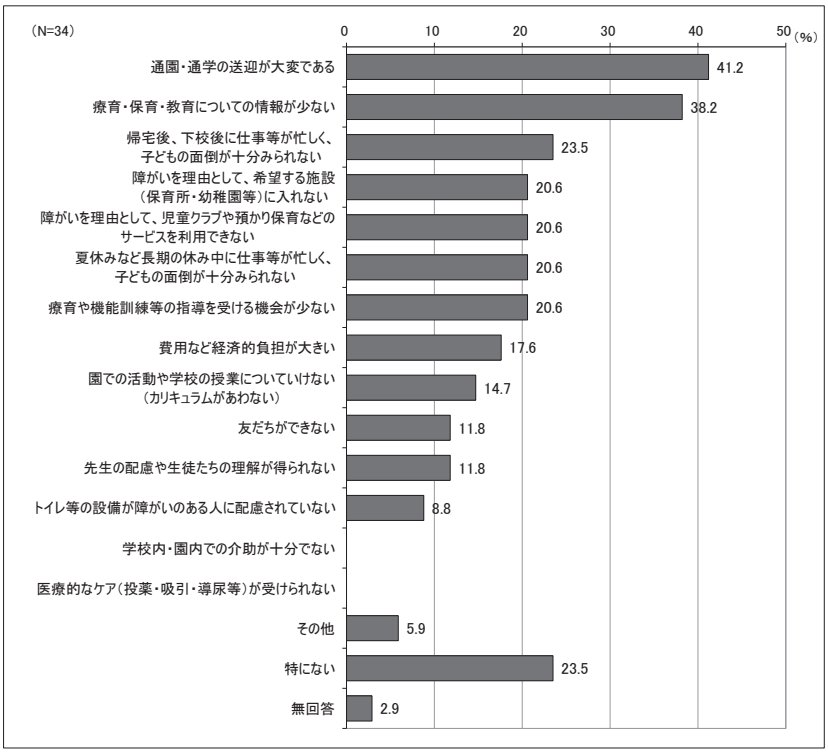

⑨ 通園・通学先に望むこと

「能力や障がいの状況にあった個別支援」(80.0%)が最も多く、次いで「相談体制」(63.3%)、「障がいに対応した施設・設備・教材」（43.3%）などとなっている。

■通園・通学先に望むこと

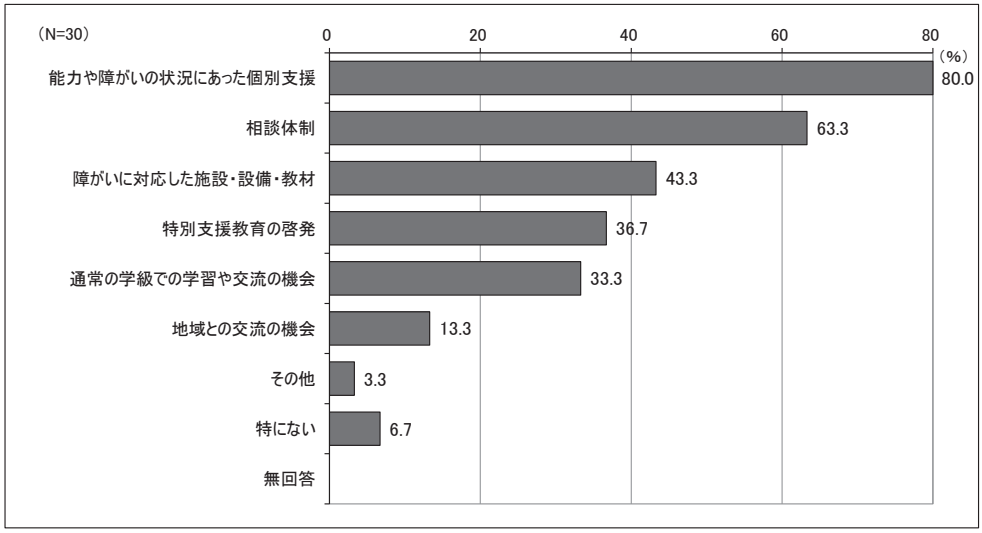

⑩ 障がい者福祉や生活に関する相談支援

「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」（41.6%）が最も多く、次いで「１ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」（22.6%）、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」（21.7%）などとなっている。

■障がい者福祉や生活に関する相談支援

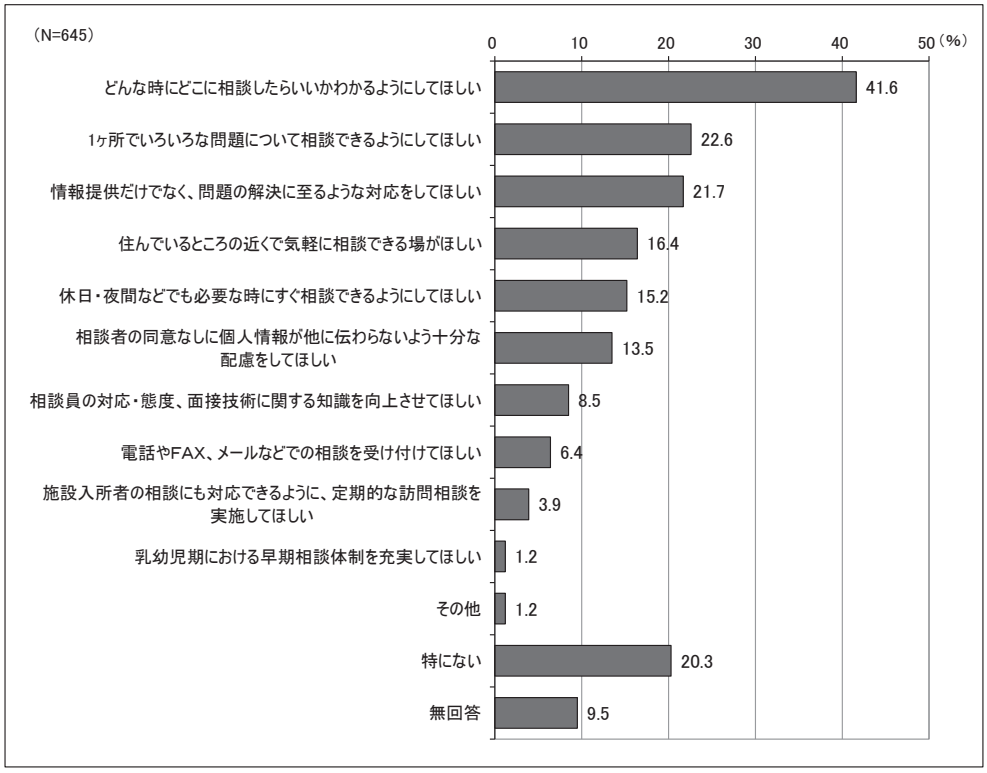

⑪ 今後充実してほしい福祉サービス等に関する情報

「困った時に相談が出来る窓口・場所についての情報」（44.3%）が最も多く、次いで「障がい福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」(43.3%)、「災害時の避難情報」（27.6%）などとなっている。

■今後充実してほしい福祉サービス等に関する情報

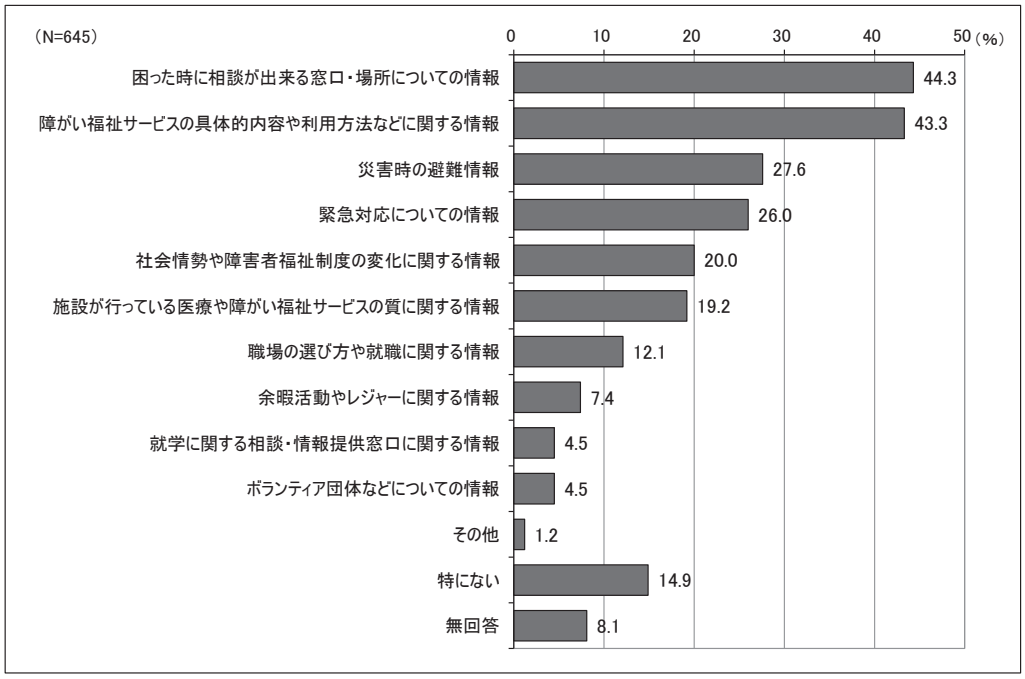

⑫ 将来利用したいサービスの種類

「居宅介護（ホームヘルプ）」（41.3％）が最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」、「施設入所」（ともに 27.1％）、「生活介護」（26.2％）などとなっている。

■将来利用したいサービスの種類

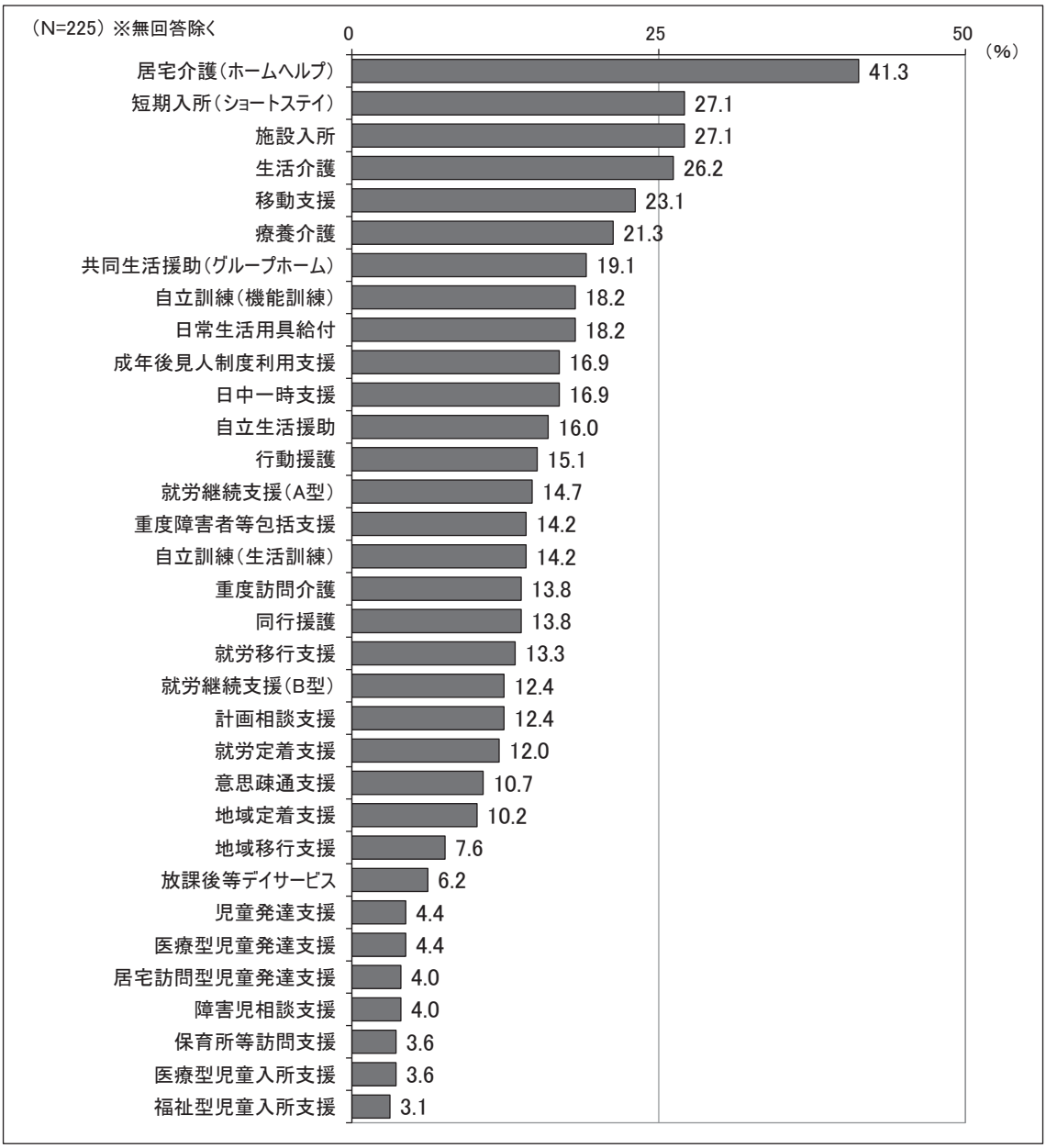

⑬ 福祉サービスに満足していない理由

「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」（52.3%）が最も多く、次いで「使えるサービスが少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから」（41.3%）、「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」（40.4%）などとなっている。

■福祉サービスに満足していない理由

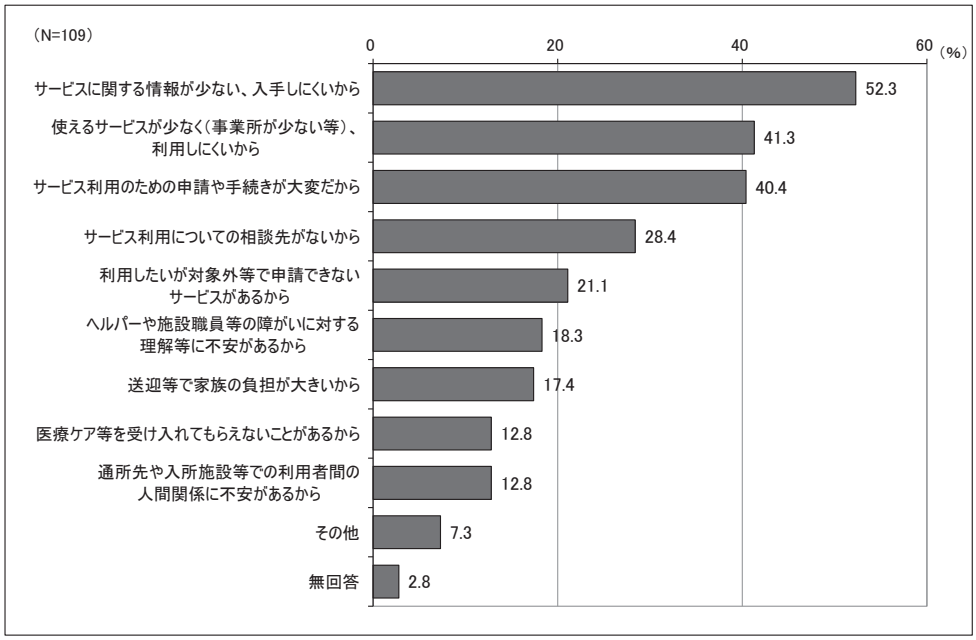

⑭ 福祉サービス利用時に不便なことや困ったこと

「どこの事業者を選べばよいかわからない」（10.5%）が最も多く、次いで「費用の自己負担が大きい」（8.2%）、「サービス料（時間、回数）が不十分」（6.0%）などとなっている。

また、「特に困ったことはない」が 20.2%、「サービスを利用していない」が 26.4%、「わからない」が 15.5%となっている。

■福祉サービス利用時に不便なことや困ったこと

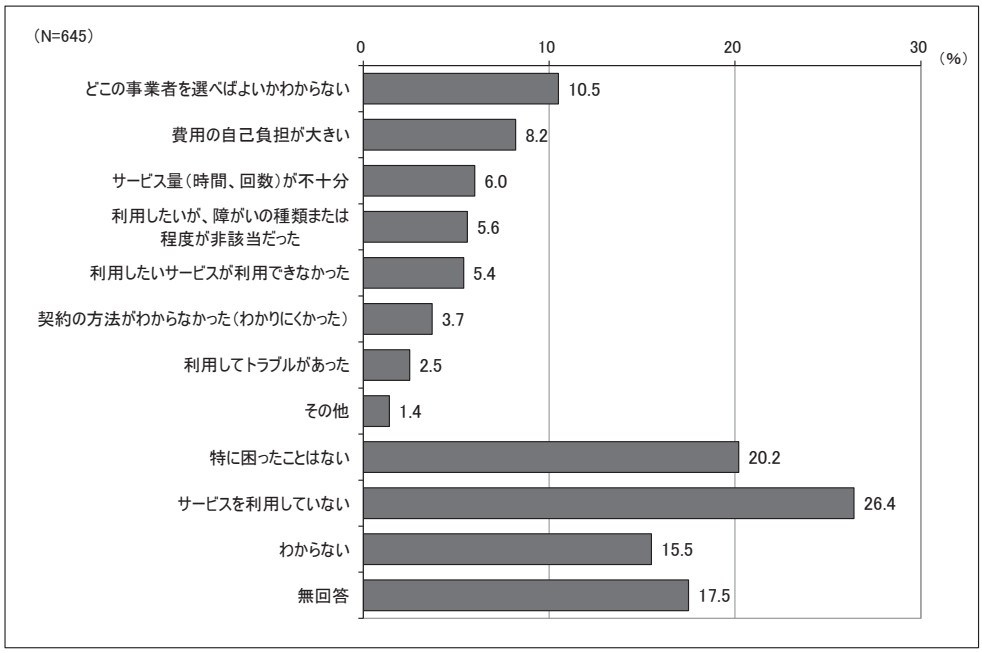

⑮ 福祉サービスを利用しやすくするための方策

「どんなサービスがあるのか．もっと情報がほしい」（42.2%）が最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」（22.2%）、「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」（20.0%）などとなっている。

■福祉サービスを利用しやすくするための方策

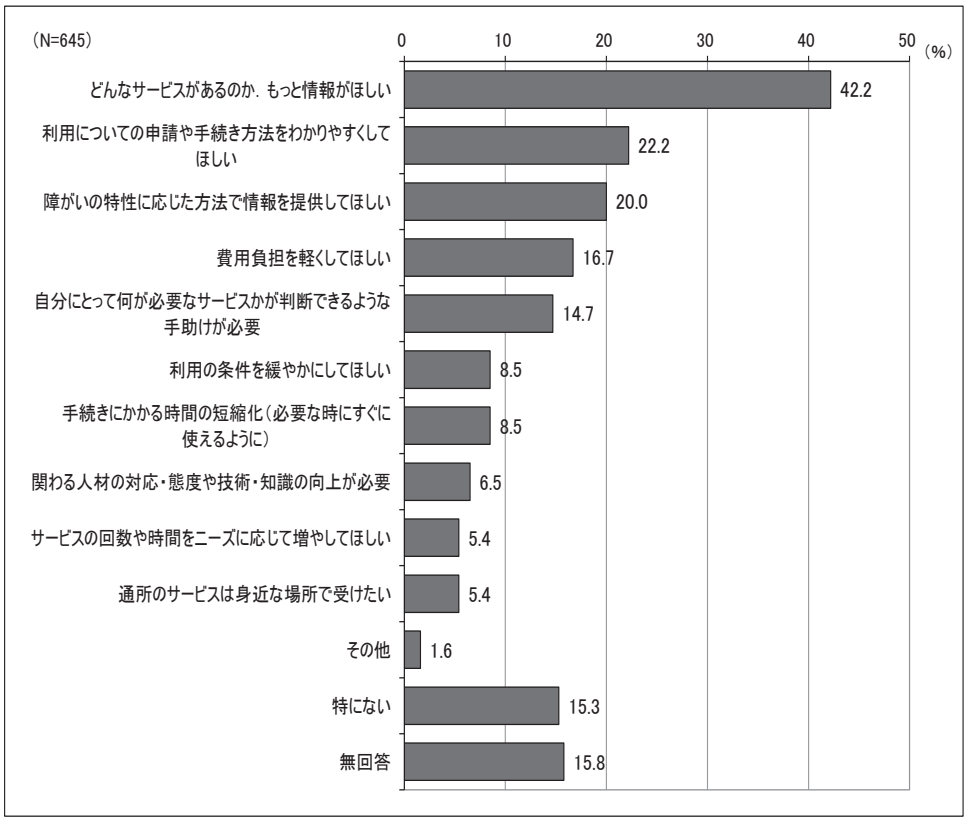

⑯ 差別や偏見の有無

「ない」（50.4%）が最も多く、次いで「少しある」（22.0%）、「ある」（17.7%）などとなっている。

■差別や偏見の有無

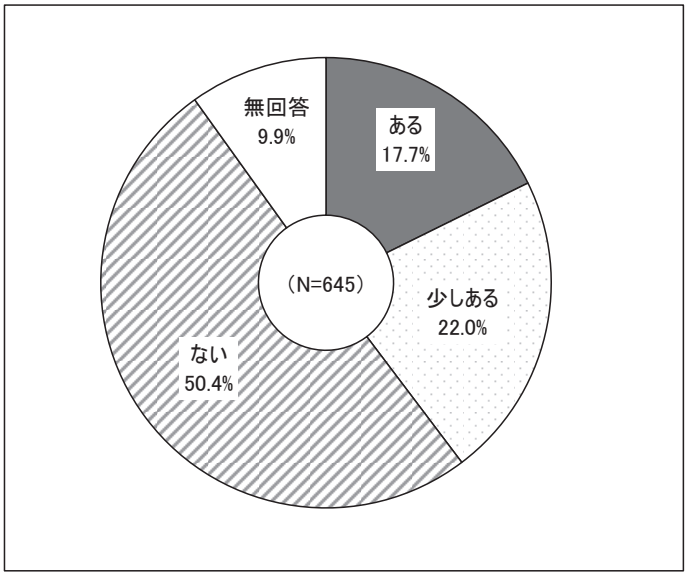

⑰ 偏見・差別を解消するために必要な取り組み

「障がいについての理解を深めるため、広く町民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」（27.8%）が最も多く、次いで「地域の学校において、障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整え、福祉教育を推進する」（20.3%）、「地域において障がい者（児）と住民が交流できる機会を増やす」（9.3%）などとなっている。

■偏見・差別を解消するために必要な取り組み

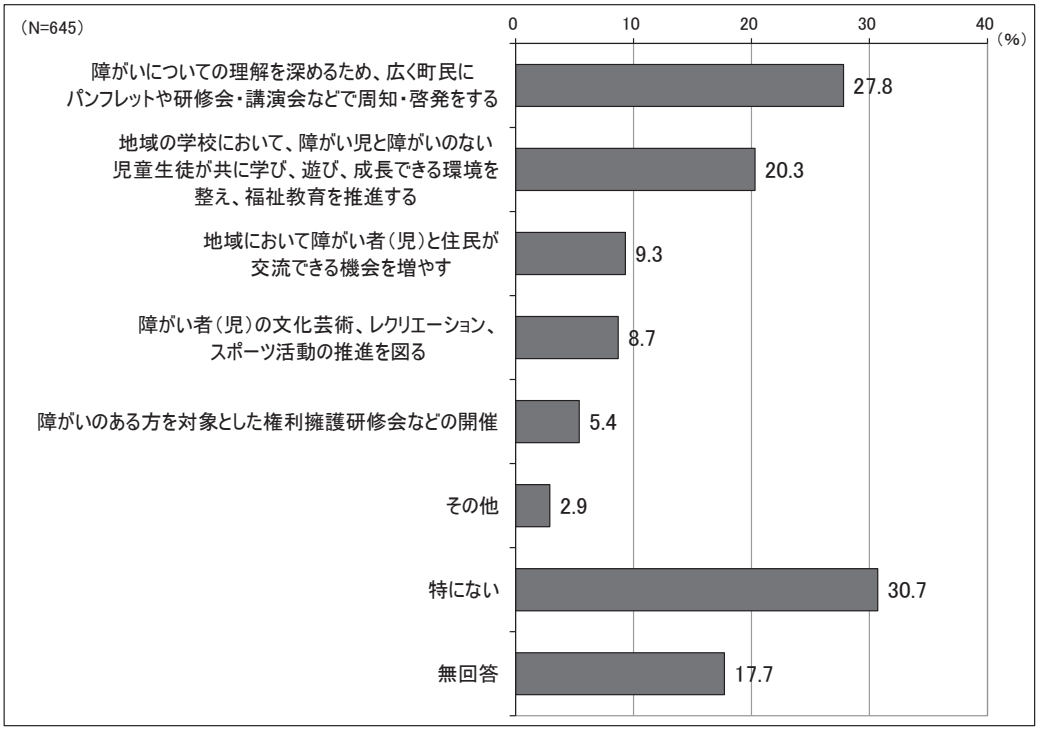

⑱ 災害時の一人での避難

「一人で避難できる」（38.0%）が最も多く、次いで「避難できない」（37.8%）、「わからない」（15.8%）などとなっている。

■災害時の一人での避難

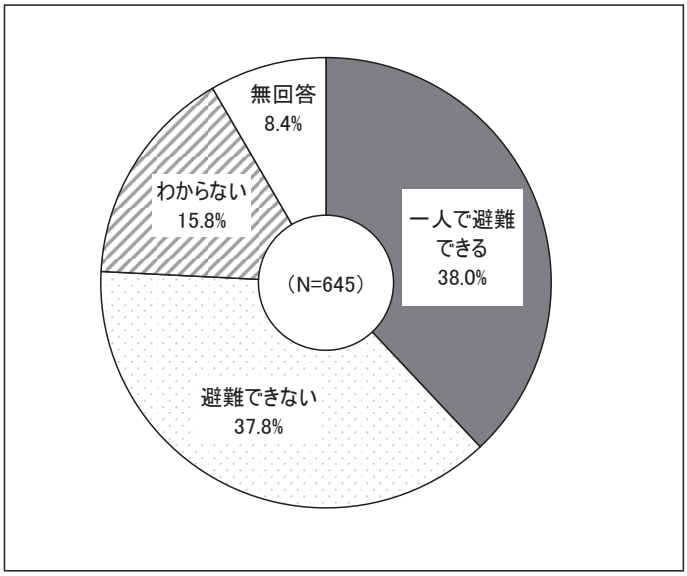

⑲ 近所で助けてくれる人の有無

「いない」（42.6%）が最も多く、次いで「わからない」（26.2%）、「いる」（21.4%）となっている。

■近所で助けてくれる人の有無

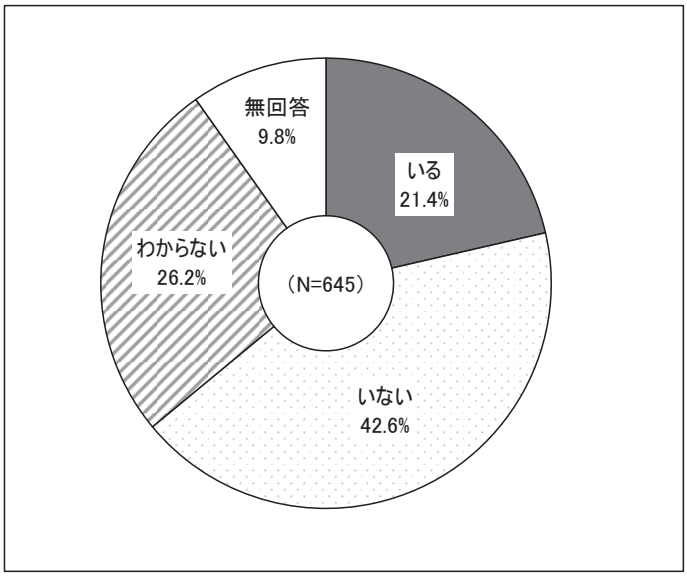

⑳ 火事や地震等の災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（46.8%）が最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」（39.5%）、「投薬や治療が受けられない」（37.8%）などとなっている。

■火事や地震等の災害時に困ること

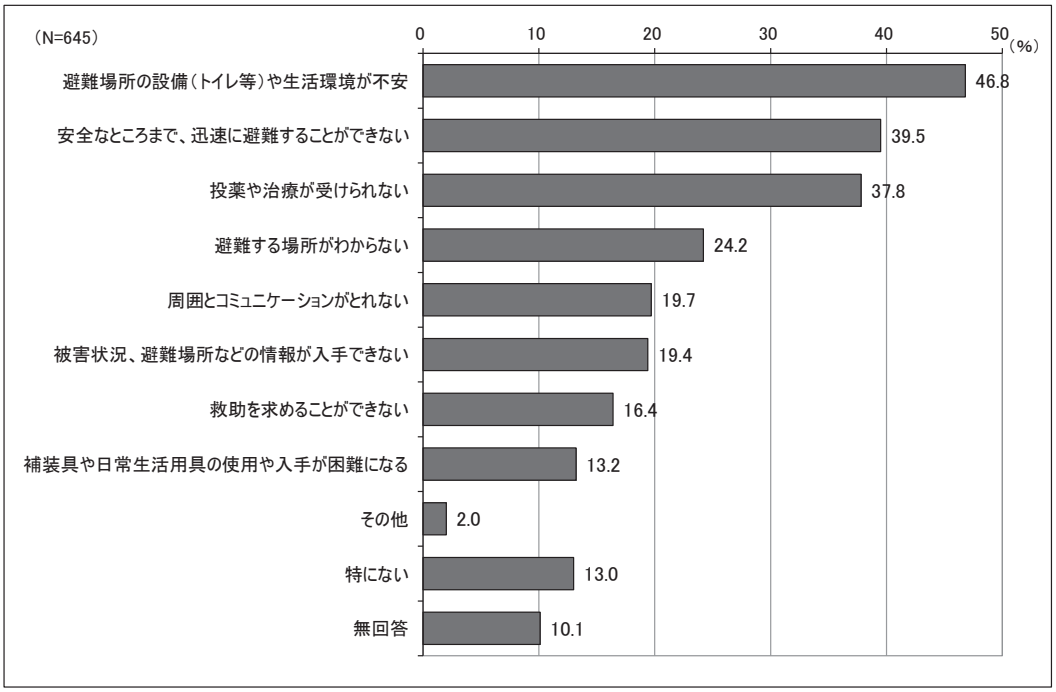

㉑ 地域共生社会の実現に向けて重要だと思うこと

「障がい者の働く場を増やす」（29.0％）が最も多く、次いで「障がい者の手助けをする人を育てる」（26.0％）、「障がい者への手当てを増やす」（20.0％）などとなっている。

■地域共生社会の実現に向けて重要だと思うこと

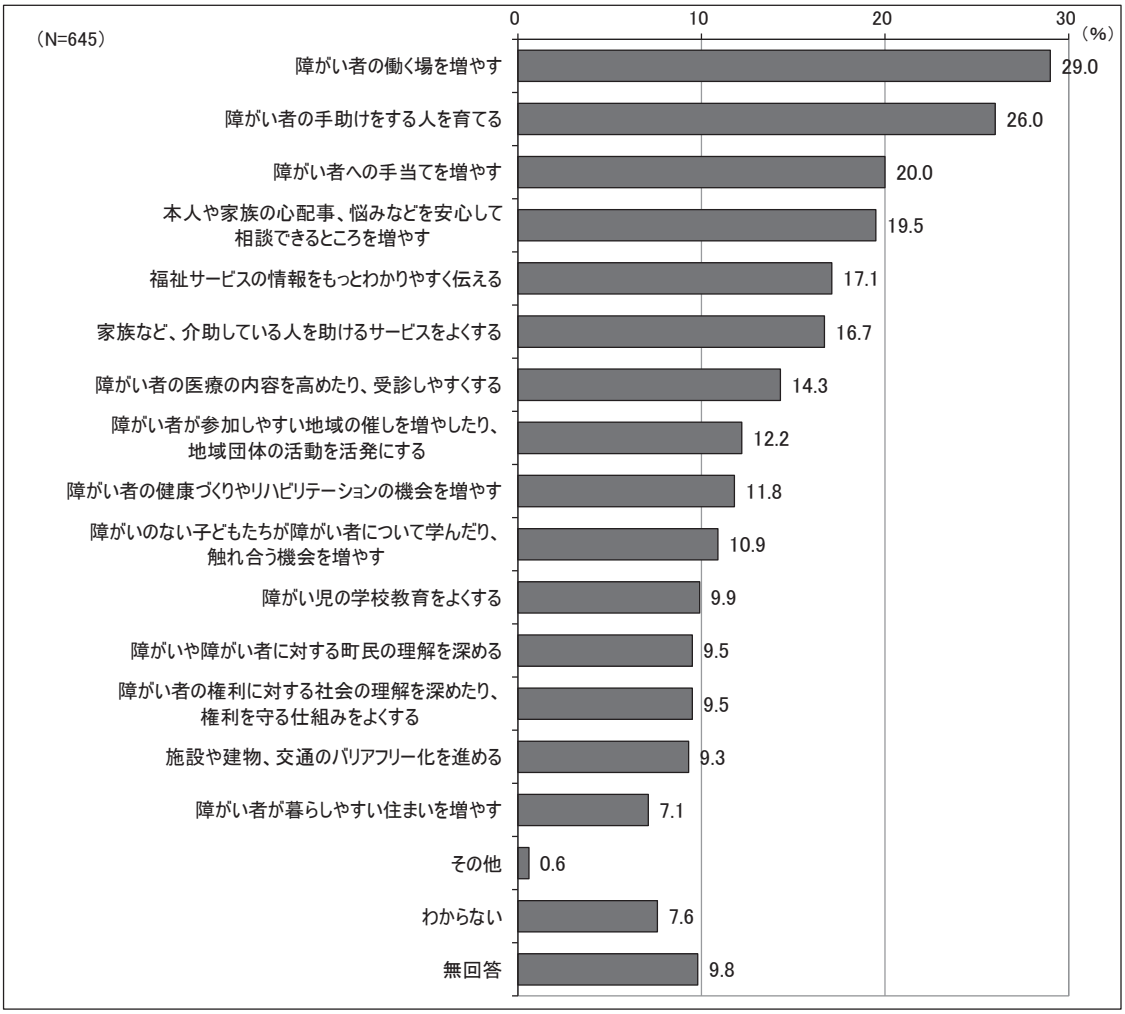

（２）関係団体等ヒアリング調査の結果

① 活動上の課題

意見内容
措置制度から支援制度に変わり、その人らしい生活を楽しんでいる方やまた反対の人もいます。入院・通院をされている家族の人達が人間らしく生活ができるような支援を目指します。
利用児の特性に合った支援を提供するために、内容の充実をどのように図っていけばよいのかを常に課題として考えています。
高齢化や障がいの程度に対応したサービス提供ができていないと感じることがあります。就労継続支援Ｂ型を利用されている方で、提供している作業の中で従事できるものが限られ、平均工賃を大きく下回る額しかお支払いできないため、法人内の各施設とも連携し、その人に合ったサービス提供ができるよう取り組んでいきたいと考えています。
昔と比較して障がい福祉を目指す若者が減ってきており、人材育成が必要である。
利用者の方の重度、高齢化に伴い、介護度が上がり介護の必要性の高さや負担も増えている。また、親の高齢化、死亡に伴い、親亡き後、後見制度の利用などの必要性や職員の不足、特に夜勤業務を行う人材不足が課題です。

② 取り組みが弱い福祉サービス、今後必要となる福祉サービス

意見内容
高齢化に伴い、通院等乗降介助や同行援護の支援が増加しており、人員不足のため、あまり支援ができない。
就労継続支援Ｂ型の取り組みが弱いと感じています。平均工賃が少ない、独自のブランドとなる作業がないのが理由に挙げられ、職員間で共通の目的意識を持ち、改善に力を入れています。
通院等乗降介助や移動支援で車を持っている事業所が少なく、利用しづらいことがある。動ける医療ケア児の受け入れ事業所が通所、入所ともに少ない。
成年後見利用支援事業の拡充、予算化が必要。
健康管理、心のケア、日常生活の支援を相談員さんとの連携を今以上にしたいと思います。現在、充分支援ができている人とそうでない人との差がある。相談員さんの担当量の多さや当方の人員不足が原因である。
コロナウィルスの影響もありますが、通所サービスにつながらないケースも多く、在宅でできる支援の充実が求められているように感じました。地域生活支援事業はほとんどの地域で進んでいないですが、参加させていただいている地域では、緊急時受入事業を実施予定にしており、各地域でも同様に議論が進んでいけばと思います。

③ 北島町の障がい者施策に関するご意見

分野	意見内容
啓発・広報	障がいを持たれた方でも利用しやすい店などの情報提供をしてほしい。
啓発・広報	小・中学校向けに啓発活動が増えればと思います。
教育・育成	何度か研修、資格取得の勉強会に参加したが、ペーパー上では理解が難しい。現場でひのみね学園に同行して学ぶことが多くあり、機会を見つけては参加しています。
教育・育成	「北島町サポートファイルあゆみ」以外に、小学校就学時に「引き継ぎシート」のような統一された様式があれば、関係機関と学校との一貫した支援体制や連携が取りやすくなると思います。
雇用・就業	北島町には割と大きな会社も多いため、障がい者雇用に向けて人力を尽くしてくださっていると思いますが、まだまだ情報が少ないように感じます。
保健・医療	保健師さんからの助言や、健診からスムーズに必要なサービス利用につながるよう緊密な連携が取れる支援体制作りをお願いいたします。
生活支援	在宅サービスに入っても共に作業（炊事等）するのが困難な人が多いが、私どもは話を聞きながら時間をかけ、共同で行う。時間はかかるが、今では少しずつ取得できます。常に声掛けをしないと持続性はない。
社会参加	社会参加促進の為、移動支援の支給や催しの案内の情報が乏しい。自ら障がい者プラザ、インターネット等を利用し、集めた情報を利用者に提供をしていく。
社会参加	利用者の余暇活動の際にスポーツやレクなどに参加してみたいと思ってはいるが、北島町の情報があまり届いていない。

7　本町の現状の課題と今後の方向性

本町における障がい者を取り巻く現状やアンケート調査結果より、課題と今後の方向性を整理しました。

本町の総人口は、近年増加傾向にあり、高齢化の進行がみられ、障害者手帳所持者数も近年増加傾向であることからも、引き続き障がい者のニーズに対応しながら、それを取り巻く地域社会の中においても社会的障壁の除去に努め、障がい者の社会参加を促進していく必要があります。

アンケート調査結果によると、障がいのある人が地域共生社会の実現に向けて重要だと思う取り組みは雇用機会の充実、介助者の育成に続き、手当の拡充、相談窓口の設置、福祉サービスの情報提供など多岐にわたっています。障がいのある人が地域で自立して生活するためには、一人ひとりが必要としている支援を複合的に提供することが必要であり、本人の意思決定に基づいた自立と社会参加の実現のため、福祉サービス等を通して、ライフステージの変化に応じて必要な支援を提供できるよう、支援体制の強化が求められています。

また、障がいのある人が障がい者福祉や生活に関する相談支援に望むことは「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が４割と最も多く、今後充実してほしい情報は「困った時に相談が出来る窓口・場所についての情報」が４割と多くなっています。また、福祉サービス利用時に不便なことや困ったことは「どこの事業者を選べばよいかわからない」と回答している人も多く、福祉サービスに関して「どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい」と回答した人が４割と最も多く、悩みや困りごとに関することや福祉サービスなどの相談支援体制の整理や情報提供の充実が求められています。

また、障がいのある人の４割の人が「働きたい（働き続けたい）」と考えており、必要な就労支援として「職場における障がい者理解」が３割と最も多く、事業所に対して障がいのある方の雇用に対する積極的な協力の要請や、障がいや障がいのある方に対する事業主・同僚の理解促進、障がい特性に配慮した勤務体制への対応や、職場における施設整備等の合理的配慮の実施が重要となります。

また、障がいのある人の４割が「差別や嫌な思いをする（した）ことがある」と回答しており、偏見・差別を解消するために必要な取り組みとして「障がいについての理解を深めるため、広く町民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」が３割と最も多く、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に暮らす社会の実現のためには、様々な機会を活用した啓発活動や学校等における福祉教育、地域交流などを通じて、障がいのある方の生活や障がい特性への理解を深めていくことが望まれます。

また、通園・通学や療育・保育・教育全般で困っていることは「通園・通学の送迎が大変である」や「療育・保育・教育についての情報が少ない」が４割と多く、通園・通学先に望むことは「能力や障がいの状況にあった個別支援」や「相談体制」と回答した人が突出しています。障がい児の成長と自立を促し、将来に対する不安を解消しながら、保護者が安心して子育てができる環境をつくるためには、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供して

いくことが必要です。福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が相互に協力・連携し、障がいの早期発見から療育・教育へつなげ、障がい児を継続的に支援していく体制の構築が不可欠です。

また、災害が発生した際に一人で避難できない人、家族等の不在時に近所に助けてくれる方がいない人はともに４割となっており、「わからない」もそれぞれ２割程度となっていることから、災害発生時の対応に向けた支援体制の構築が課題となっています。さらには、災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「投薬や治療が受けられない」が上位に挙げられており、細やかな支援策が必要となります。

以上を踏まえ、本計画では以下の６項目を重点項目として取り組んでいきます。

COLUMN

～本計画における重点項目～

● **地域で自立して生活するための支援体制の強化**
⇒一人ひとりが必要としている支援の複合的な提供、ライフステージに応じた支援

● **相談支援体制の整備や情報提供の充実**
⇒現在の相談体制に加え、相談のしやすさや専門性の向上、関係機関の連携強化
⇒提供する情報の提供方法、内容の整理、提供時期、表現の見直し

● **就労・就労継続支援の充実**
⇒事業所への積極的雇用の働きかけ、事業主・同僚の理解促進、障がい特性に配慮した勤務体制、職場における施設整備等の合理的配慮の実施

● **障がいについての理解の促進**
⇒地域生活、就学、就労いずれの場面においても、障がいに対する町民の理解が不可欠

● **障がい児支援の充実**
⇒個々の能力や障がいの状況に応じた個別支援、通園・通学先の教育相談体制の充実

● **災害発生時の対応に向けた支援体制の構築**
⇒障害者手帳の交付やサービス申請時等における各種支援制度の周知
⇒避難行動要支援者に関する情報の把握・共有
⇒福祉避難所となる施設の受け入れ体制等の整備、自主防災組織等の体制強化

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本計画では、「北島町障がい者計画（第２期）」の基本理念をそのまま受け継ぎ、障がいがあっても地域で暮らしていけるように、町民相互で支え合えるような町づくりを目指して、『笑顔でささえあい・きたじま』を、その基本理念と定めます。

２　計画の基本的な視点

障がい者の地域生活を支援するためのサービスの基盤整備に係る令和５年度末の目標を設定し、障がい福祉サービスや相談支援、また地域生活支援事業を提供するための環境を整備することを目的とします。

以上の点を踏まえ、この計画の基本的な視点は、次の８点とします。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無にかかわらず、社会参加の機会や生活する場に選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないことや必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けて自立社会参加の実現に向け支援体制の整備を引き続き、進めます。

（２）障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいの種別にかかわらず、必要な人が必要な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービス等を一元的に提供します。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを引き続き、周知します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を引き続き、目指します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

町民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人（医療的ケアを必要とする障がい児等）のための包括的な支援体制の構築などを推進します。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援は、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもが健やかに成長するよう、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、子どもの年齢による切れ目の無い一貫した支援を引き続き、目指します。

そのために、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な場所で支援が提供できるように、地域支援体制の構築を図ります。

（６）障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことが必要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関等と協力して取り組みます。

（７）障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて、障がい者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

（８）理解促進に係る取り組み

地域における障がい者の実情や、障がいに対する正しい理解と認識を深めるためには、障がい及び福祉をテーマとした教育や、体験活動の経験が大きな役割を果たします。

障がいや障がい者に対する理解を深めるために、民生委員児童委員協議会における勉強会や福祉施設見学の実施、教育委員会とも連携しながら小中学校における教育内容の充実に取り組みます。

第４章　北島町障がい福祉計画（６期）

１　計画見直しのポイント

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものです。

本計画では、北島町第５期障がい福祉計画（平成 30 年度～令和２年度）に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。

２　障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「自立支援給付事業」と「地域生活支援事業」に大別されます。

３　令和５年度の数値目標（成果目標）

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

〇地域生活移行者の増加：令和元年度末時点の施設入所者の6％以上を地域生活へ移行

〇施設入所者数の削減　：令和元年度末時点の施設入所者の1.6％以上を削減

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
入所者数（Ａ）	18 人	令和元年度末時点の入所者
入所者数（Ｂ）（見込）	17 人	令和 5 年度末時点の入所者数の見込み
【目標】地域生活移行人数（Ｃ）	1 人	平成 28 年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	5.6%	移行割合（Ｃ/Ａ）
【目標】削減見込み（率）	1 人	令和元年度末時点から令和 5 年度末までの施設入所者の削減数（Ａ－Ｂ）
	5.6%	削減割合（(Ａ-Ｂ）/Ａ）

【本町における方針】

目標達成に向けて、住まいの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めると共に、地域生活の準備等を支援する地域移行支援の利用を促進することで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行を目指します。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
【目標】協議回数	6 回/年	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
【目標】参加者数	41 人	協議の場における参加者数

【本町における方針】

すでに板野郡自立支援協議会に精神支援部会を設置し、協議の場を設けています。今後も協議を重ね、支援体制の充実･強化に努めます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本方針】

○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する。

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
【目標】整備数	1 か所	令和 5 年度末時点の整備か所数
【目標】検証・検討回数	3 回/年	令和 5 年度末時点の検証・検討回数

【本町における方針】

国の基本指針や県の方針等を踏まえつつ、本町でも障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、県や板野郡内の関係機関等と連携し、令和５年度までの整備に向けて検討を進めていきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の基本方針】

○福祉施設から一般就労への移行：令和元年度実績の1.27倍以上

○就労支援事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.30倍以上

○就労継続支援Ａ型事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.26倍以上

○就労継続支援Ｂ型事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.23倍以上

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0 人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標】令和 5 年度の一般就労移行者数	1 人	令和元年度実績の 1.27 倍以上
令和元年度の就労移行支援事業利用一般就労者数	1 人	令和元年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標】令和 5 年度の就労移行支援事業利用一般就労者数	2 人	令和元年度実績の 1.30 倍以上
令和元年度の就労継続支援Ａ型事業利用一般就労者数	2 人	令和元年度に就労継続支援Ａ型事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標】令和 5 年度の就労継続支援Ａ型事業利用一般就労者数	3 人	令和元年度実績の 1.26 倍以上
令和元年度の就労継続支援Ｂ型事業利用一般就労者数	0 人	令和元年度に就労継続支援Ｂ型事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標】令和 5 年度の就労継続支援 B 型事業利用一般就労者数	1 人	令和元年度実績の 1.23 倍以上

② 就労定着支援事業利用者数

【国の基本方針】

○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
【目標】（再掲） 令和 5 年度の一般就労移行者数	1 人	令和 5 年度の一般就労移行者数
【目標】一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	0 人	令和 5 年度の一般就労移行者数の 7 割

③ 就労定着支援事業の就労定着率

【国の基本方針】

○就労定着支援事業による就労定着率：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
令和元年度の就労定着率が 8 割以上の事業所数	0 か所	就労定着支援事業所のうち、令和元年度の就労定着率が 8 割以上の事業所数
令和 5 年度の就労定着支援事業所数（見込）	1 か所	令和 5 年度の就労定着支援事業所数の見込み
【目標】就労定着率が 8 割以上になる就労定着支援事業所数	1 か所	令和 5 年度の就労定着率が 8 割以上となる就労定着支援事業所数

【本町における方針】

国の基本指針や県の方針等を踏まえつつ、町の実績や現状等を加味して目標を設定します。

（５）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

〇総合的・専門的な相談支援：障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

〇地域の相談支援体制の強化：地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

【第６期計画の成果目標の設定】

① 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項目	目標値	考え方
【目標】実施の有無	有	令和５年度の実施の有無

【本町における方針】

国の指針を踏まえて、本町では地域における相談支援の中核的組織となる地域生活支援拠点を令和５年度までに設置し、総合的･専門的な相談支援を行うことのできる体制を整備します。

② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

項目	目標値	考え方
【目標】指導・助言件数	１回	令和５年度の指導・助言件数

【本町における方針】

県や関係機関と連携しながら、必要に応じて適切な指導･助言が行える体制を整備できるよう検討を進めます。

③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項目	目標値	考え方
【目標】支援件数	１回	令和５年度の支援件数

【本町における方針】

県の行っている研修を活用しつつ、相談支援員の人材育成が促進されるような体制を整備できるよう検討を進めます。

④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

項目	目標値	考え方
【目標】実施回数	24 回	令和５年度の実施回数

【本町における方針】

板野郡自立支援協議会を月２回開催しており、事例検討・板野郡内における今後の支援体制作り等について協議を行っています。今後も継続し、連携強化および支援体制の強化を図ります。

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本方針】

○障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用：都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有：障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

【第６期計画の成果目標の設定】

① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項目	目標値	考え方
【目標】参加人数	１人	令和５年度の参加人数

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項目	目標値	考え方
【目標】体制の有無	有	令和５年度の体制の有無
【目標】実施回数	６回	令和５年度の実施回数

【本町における方針】

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、各所情報の共有などを事業所に対して働きかけ、業務の質の向上を目指します。

４　自立支援給付事業の利用実績及び見込量

自立支援給付事業は、国で事業内容が決められており、そのうち介護給付と訓練等給付は、サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」に区別されています。

各サービスの利用者負担は、原則としてサービス費用の１割（定率負担）ですが、収入に応じた月額上限額があり、収入が少ない利用者への軽減措置があります。

なお、各サービスの提供体制については、状況に応じて人材確保・育成を図っていくなど、体制の整備に適宜努めます。

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	・居宅介護 （ホームヘルプ） ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	・短期入所 （ショートステイ） ・生活介護 ・療養介護	・施設入所支援
訓練等給付		・自立訓練 （機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型） ・就労定着支援	・共同生活援助 （グループホーム） ・自立生活援助
相談支援	・計画相談支援　・地域移行支援　・地域定着支援		
自立支援医療	・育成医療　・更生医療　・精神通院医療（県が実施）		
補装具	・車いす　・補聴器　など		

（１）訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重し、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、ホームヘルパーによる入浴、排せつなどの身体介護、家事援助や通院等介助を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者か重度の行動障がいを有する者で介護を要する人に、身体介護･家事援助に加え、外出時の移動の支援、見守り、コミュニケーション支援等を行うものです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい児・者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行うものです。
行動援護	行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的・精神障がい児･者が外出する際に、必要な援助を行うものです。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で、介護の必要度が著しく高い人が対象となり、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間／年	見込	16,368	17,868	19,368	17,255	18,067	18,879
		実績	19,915	18,782	16,730			
	人／年	見込	70	75	83	85	89	93
		実績	99	93	81			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

訪問系サービスは障がい者の地域生活を支える基本事業であるため、事業を実施する事業者の確保に努めます。また、既存事業所のヘルパー人員の確保や、新規事業者の参入を促進し、必要とされるサービス量の確保を図ります。限られた資源の中で、必要な人に必要なサービスが行き渡るよう、給付の適正化に努めます。

（２）日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的な介護サービス、障がい児が通えるサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場など、日中も安心して生活できる介護サービスの充実を目指します。

また、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がい者の就労支援にも取り組みます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
短期入所 （ショートステイ）	介護者が病気の場合などの理由により一時的に介護ができない場合に、施設･病院で宿泊を伴った介護や支援を行うものです。
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴に排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行うものです。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うものです。
就労定着支援	就労支援を受けて一般就労した障がい者に、就労の継続を図るため就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画		
サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所（福祉型） （ショートステイ）	人日 ／年	見込	576	612	648	528	561	594
		実績	495	527	524			
	人 ／年	見込	16	17	18	16	17	18
		実績	17	17	16			
短期入所（医療型） （ショートステイ）	人日 ／年	見込	72	96	96	50	75	100
		実績	81	75	30			
	人 ／年	見込	3	4	4	2	3	4
		実績	2	2	1			
生活介護	人日 ／年	見込	9,120	9,348	9,576	10,120	10,340	10,560
		実績	9,516	9,817	9,826			
	人 ／年	見込	40	41	42	46	47	48
		実績	44	45	45			

【サービスの利用実績及び見込量】

サービス名	単位		第５期障がい福祉計画 平成30年度	令和元年度	令和2年度	第６期障がい福祉計画 令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人／年	見込	6	7	8	6	6	7
		実績	6	5	5			
自立訓練（機能訓練）	人日／年	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	人／年	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
自立訓練（生活訓練）	人日／年	見込	216	432	648	216	324	324
		実績	11	2	117			
	人／年	見込	1	2	3	2	3	3
		実績	1	1	2			
就労移行支援	人日／年	見込	1,728	1,944	2,160	972	972	1,080
		実績	727	824	891			
	人／年	見込	8	9	10	9	9	10
		実績	6	8	8			
就労継続支援（Ａ型=雇用型）	人日／年	見込	2,400	2,640	2,880	3,800	4,000	4,200
		実績	3,132	3,378	3,452			
	人／年	見込	10	11	12	19	20	21
		実績	18	20	18			
就労継続支援（Ｂ型=非雇用型）	人日／年	見込	8,208	8,640	9,072	9,720	9,936	10,152
		実績	8,646	9,681	9,510			
	人／年	見込	38	40	42	45	46	47
		実績	40	45	44			
就労定着支援	人／年	見込	0	0	1	1	2	2
		実績	0	0	0			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

（３）居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、共同生活援助（グループホーム）の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などをおこなうものです。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助等からひとり暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整をとりながら適切な支援を行うものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人／年	見込	16	16	15	19	18	17
		実績	16	18	19			
共同生活援助（グループホーム）	人／年	見込	9	10	11	10	11	11
		実績	9	10	10			
自立生活援助	人／年	見込	0	0	1	0	0	0
		実績	0	0	0			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

施設入所支援については、今後も、現在入所している方々が円滑に地域生活へ移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がい者の状況を勘案し支援します。

共同生活援助（グループホーム）については、グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。また、精神障がい者のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。

自立生活援助については、今後、サービス提供体制の確保についての検討、事業所等との調整を行ったのち、利用者数の見込みを行う予定です。

（４）相談支援

地域社会で共生できる生活を支援する点からも、サービス利用計画や施設から地域生活への移行に関することなどの不安や心配を解消するため、相談支援を行うことが重要になってきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、支援決定時等にサービス等利用計画を作成し、支給決定後はサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行うものです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者に対し、住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への支援等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／年	見込	141	144	147	130	133	136
		実績	141	137	115			
地域移行支援	人／年	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	1	1	1			
地域定着支援	人／年	見込	0	0	1	0	1	2
		実績	0	0	0			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

5　地域生活支援事業の利用実績及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的･効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

（１）必須事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人などへの理解を深めるための研修･啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生生活の実現を図るものです。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的取り組みを支援することにより、共生社会の実現をはかるものです。
相談支援事業	障がいのある人、障がいを持つ人の保護者･介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うものです。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいのある人又は精神障がいのある人について、成年後見制度の利用を支援することによりこれらの障がいのある人の権利擁護をはかることを目的にするものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見人等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	意志疎通を図ることに障がいがある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意志疎通を支援する職員の派遣等を行うものです。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするものです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常生活程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活支援及び社会参加を促すことを目的とするものです。
地域活動支援センター事業	障がいのある人等が通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
自発的活動支援事業	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

【サービスの利用実績及び見込量】

サービス名		単位		第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	見込	7	7	7	7	7	7
			実績	7	7	7			
	基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	見込	－	－	－	無	無	有
			実績	無	無	無			
成年後見制度利用支援事業		人／年	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
			実績	無	無	無			
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	見込	8	8	8	10	12	14
			実績	12	17	8			
	手話通訳者設置事業	人／年	見込	1	1	1	7	9	11
			実績	6	11	3			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	見込	3	4	4	3	3	3
			実績	0	3	0			
	自立生活支援用具	件／年	見込	2	3	3	3	3	3
			実績	1	2	1			
	在宅療養等支援用具	件／年	見込	1	1	1	4	3	2
			実績	0	1	4			
	情報・意思疎通支援用具	件／年	見込	1	1	1	5	5	5
			実績	9	7	2			
	排泄管理支援用具	件／年	見込	440	440	440	500	510	520
			実績	454	485	492			
	住宅改修費	件／年	見込	0	0	0	1	1	1
			実績	0	1	1			
手話奉仕員養成研修事業		人／年	見込	1	1	1	3	3	3
			実績	3	3	3			
移動支援事業（①個別支援型）		時間／年	見込	2,330	2,430	2,540	1,800	2,000	2,200
			実績	2,062	2,083	1,353			
		人／年	見込	22	23	24	18	20	22
			実績	23	22	15			
移動支援事業（②車両輸送型）		時間／年	見込	10,500	10,500	10,500	16,800	16,800	16,800
			実績	15,840	19,790	12,760			
		人／年	見込	5	5	5	5	5	5
			実績	4	4	4			
地域活動支援センター事業（他市町村分）		箇所	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			
		人／年	見込	5	5	5	2	3	4
			実績	2	2	2			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

＜理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業＞

町広報誌への障がい者向けパソコン教室等の情報を掲載します。また、民生委員児童委員協議会において障がいに関する勉強会を行います。また、乳児検診において親からの相談に応じる中で発達検査等を紹介し、早期発見や理解の促進につなげていきます。その他、板野郡自立支援協議会において、障がい者への理解を深める取り組みについて検討し実施していきます。

＜相談支援事業＞

広報の充実・障がい者への理解促進を図り、現在委託している事業所へ気軽に相談できる体制作りをすすめます。

＜成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業＞

制度の普及･啓発、裁判所など関係機関との連携、人材育成をすすめ、支援を必要とする人が必要なときに利用できるよう努めます。

＜意思疎通支援事業＞

事業の広報に努め、支援を必要とする人が必要なときに利用できるよう努めます。

＜日常生活用具給付等事業＞

事業の広報に努め、支援を必要とする人が必要なときに利用できるよう努めます。

＜手話奉仕員養成研修事業＞

事業の広報に努め、受講者の増加を図ります。

＜移動支援事業＞

事業の目的に沿って，障がいを持つ方が地域での生活支援や社会参加がしやすいように努めます。

＜地域活動支援センター機能強化事業＞

センターの活動内容などの広報に努め、利用者の増加を図ります。

（２）任意事業

市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することが出来る事業です。

【サービスの概要】

サービス名	内容
福祉ホーム運営	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うものです。
訪問入浴サービス	身体障がい者の居宅への訪問により、入浴サービスを提供するものです。
日中一時支援	障がい者等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とするものです。
点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により障がい者にわかりやすい方法で、広報や必要な生活情報などを定期的または随時提供するものです。
奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。修了者は、本人の同意の上登録を行うものです。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。
障がい者虐待防止対策支援	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため関係機関との支援体制の強化や協力体制の整備をはかるものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第５期障がい福祉計画			第６期障がい福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム運営	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
訪問入浴サービス	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	無	無	無			
日中一時支援	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
点字・声の広報等発行	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
奉仕員養成研修	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	無	有			
自動車運転免許取得・改造助成	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	無	有			
障がい者虐待防止対策支援	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

上記の事業については，本町が取り組んでいる任意事業のメニューです。その他にも種類はありますが、本町の実態などに即し必要に応じて検討していきます。

第５章　北島町障がい児福祉計画（第２期）

１　計画見直しのポイント

障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正に伴い、平成 30 年度から新たに策定が義務付けられました。

本計画では、北島町第 1 期障がい児福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項及び障害者総合支援法第 88 条第 6 項の規定で障がい福祉計画と一体に策定することができる計画とされていることから、第６期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

２　児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法で規定されるサービス体系は、市町村が実施主体となる「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援」に大別されます。

本計画では、市町村が実施主体である「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」について記載します。

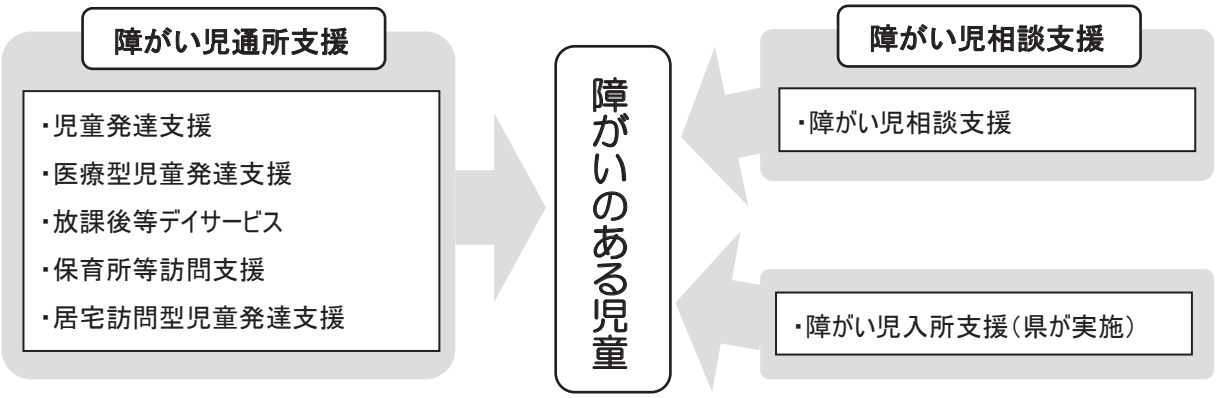

３　令和５年度の数値目標（成果目標）

（１）児童発達支援センターの整備

【国の基本方針】

○児童発達支援センターの整備：各市町村または各圏域に１か所以上設置

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
整備数	０か所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標】整備数	１か所	令和５年度末までの整備か所数

【本町における方針】

令和元年度末時点で、板野郡内には２か所の児童発達支援センターが整備されていますが、本町内の整備数は０か所となっているため、令和５年度末までに１か所の児童発達支援センターを整備することを目標とします。

（２）保育所等訪問支援事業所の整備

【国の基本方針】

○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築：各市町村において利用できる体制を構築

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
整備数	０か所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標】整備数	１か所	令和５年度末までの整備か所数

【本町における方針】

令和元年度末時点で、板野郡内に４か所の保育所等訪問支援事業所が整備されていますが、本町内の整備数は０か所となっているため、令和５年度末までに１か所の保育所等訪問支援事業所を整備することを目標とします。

（３）重症心身障がい児を支援する事業所の整備

【国の基本方針】

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備：各市町村または各圏域に１か所以上確保

【第６期計画の成果目標の設定】

項目	目標値	考え方
整備数	０か所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標】整備数	１か所	令和５年度末までの整備か所数

【本町における方針】

令和元年度末時点で、板野郡内に２か所整備されていますが、本町内の整備数は０か所となっているため、令和５年度末までに１か所の重症心身障がい児の支援が可能な事業所を整備することを目標とします。

（４）保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

【国の基本方針】

〇保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置：令和5年度末までに各市町村または各圏域に協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置（市町村は圏域での設置も可）

【第６期計画の成果目標の設定】

①　関係機関の協議の場の設置

項目	目標値	考え方
協議の場の数	１か所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標】協議の場の数	１か所	令和５年度末までの整備か所数

【本町における方針】

すでに板野郡自立支援協議会に児童部会を設置し、協議の場を設けています。今後も勉強会等の開催を予定しており、引き続き協議を重ね、支援体制の充実･強化に努めます。

②　コーディネーターの配置

項目	目標値	考え方
配置数	０人	令和元年度末時点の配置数
【目標】配置数	１人	令和５年度末までの配置数

【本町における方針】

令和元年度末時点で、町職員の中に有資格者はおらず、配置人数は０人となっています。今後、関係機関と連携しながら、令和５年度までに板野郡で共同設置予定の地域生活支援拠点において、１人配置することも含めて検討していきます。

4　障がい児支援サービス等の利用実績及び見込量

（１）障がい児通所支援

障がい児支援を行うにあたっては障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の児童を対象に日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に児童発達支援及び治療を行うものです。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等で障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作や技能を得るための支援を行うものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第１期障がい児福祉計画			第２期障がい児福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日／年	見込	4,248	4,752	5,256	5,760	5,976	6,192
		実績	4,396	4,471	6,138			
	人／年	見込	59	66	73	80	83	86
		実績	63	77	72			
医療型児童発達支援	人日／年	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	人／年	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等デイサービス	人日／年	見込	7,668	8,208	8,748	9,720	10,044	10,368
		実績	7,458	8,818	10,396			
	人／年	見込	71	76	81	90	93	96
		実績	71	88	82			

サービス名	単位		第１期障がい児福祉計画			第２期障がい児福祉計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日／年	見込	60	72	84	75	80	85
		実績	24	54	54			
	人／年	見込	10	12	14	15	16	17
		実績	8	20	15			
居宅訪問型児童発達支援	人日／年	見込	120	120	180	0	120	120
		実績	0	0	0			
	人／年	見込	2	2	2	0	1	1
		実績	0	0	0			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。また、障がい児やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

また、児童発達支援事業所での療育支援や保育所や幼稚園・学校等とも連携しながら、就学前の相談・療育体制を構築していきます。

（２）障がい児相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成するものです。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第１期障がい児福祉計画			第２期障がい児福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人／年	見込	139	151	163	140	145	150
		実績	135	154	132			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。障がい児やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

（３）医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置

【サービスの概要】

サービス名	内容
医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を各市町村または各圏域に配置し、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うものであり、平成30年より配置促進を図ることが求められています。

【サービスの利用実績及び見込量】

			第１期障がい児福祉計画			第２期障がい児福祉計画		
サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	人	見込	－	－	－	0	0	1
		実績	0	0	0			

※1）実績値は年度末時点だが、令和２年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

令和元年度末時点で、町職員の中に有資格者はおらず、配置人数は０人となっています。今後、関係機関と連携しながら、令和５年度までに板野郡で共同設置予定の地域生活支援拠点において、１人配置することも含めて検討していきます。

第６章　計画の推進

１　計画の進捗状況の管理・評価

本計画を推進していくために、具体的な地域課題の解決等については「自立支援協議会」において検討していくとともに、関係機関や近隣自治体との連携及び、国・県に対しては制度の充実等を求めていきます。

より実情にあったサービス提供体制を整備するため、年度ごとにサービスの供給量や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。

COLUMN

～ PDCA サイクルとは ～

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACT）」のプロセスを順に実施していくものです。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

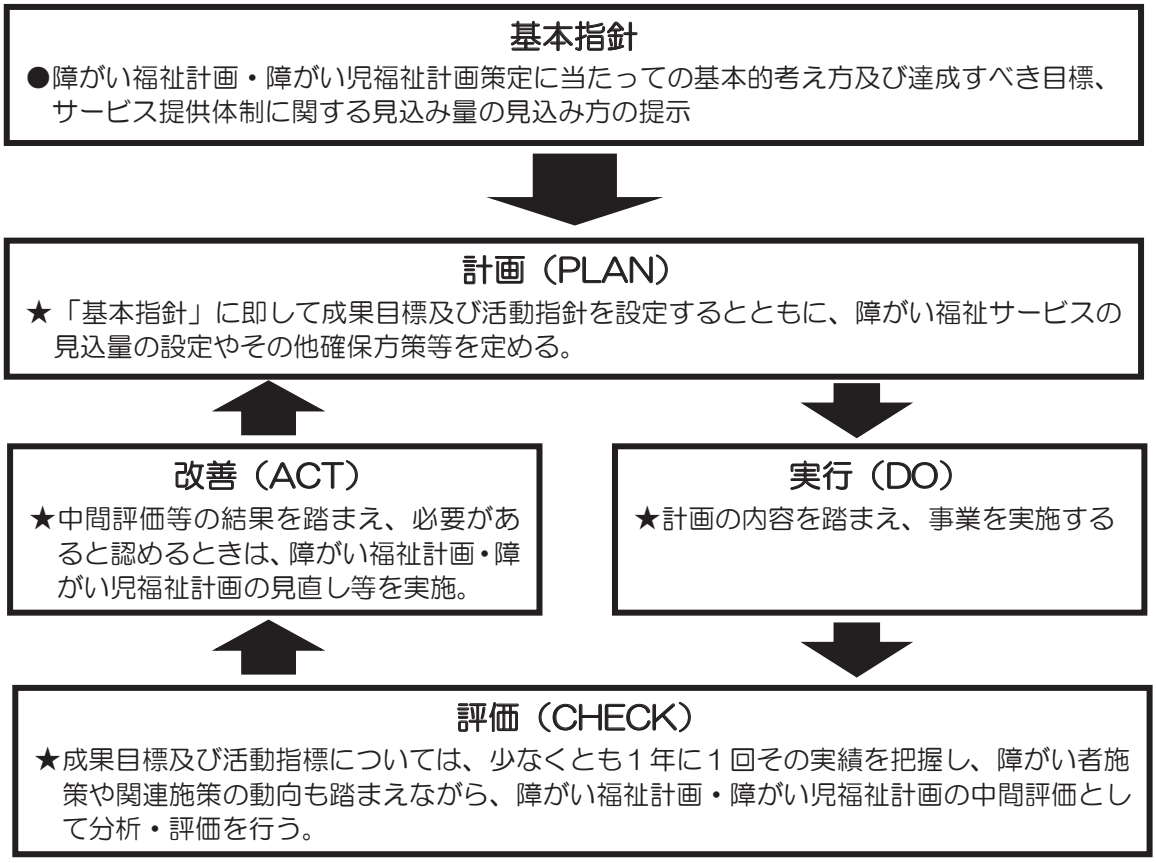

２　サービスを利用しやすい環境づくり

（１）障がい福祉サービス等についての情報提供

障がい者が情報を得るためには、点字や音声訳等の手段が必要となります。

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がい者が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう、個々の障がいの状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

北島町においては、各種手帳交付時に、徳島県が障がい福祉施策や制度の概要および各種相談窓口についてまとめた『障がい者（児）福祉のしおり』の配布を徹底します。また、自立支援協議会等の協議の場を活用し、分かり易くタイムリーな情報提供について検討していきます。

（２）専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくために、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健・福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする専門的技術を持つ人材の確保を進めます。

（３）障がい者を支える相談支援ネットワークの構築・充実

障がい者が地域での生活を継続していくためには、地域で障がい者を支える相談支援ネットワークの構築・充実が必要です。

このため、個別支援会議を通じて地域で問題になっていることについて、「板野郡自立支援協議会」が中心となり、各分野を超えたネットワークを構築し、検討して内容を深めていきます。さらに定期的に開かれる協議会において課題を継続的に協議し、必要に応じて県と連携をとることにより、個々に応じた相談支援を継続的にできる仕組みの構築に努めます。

（４）財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

３　関係機関・団体との連携

本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、町民や地元の民間企業・事業所等の理解や協力と障がいのある人自身の積極的な参加が必要です。

また、障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、地域自立支援協議会を中心とした関係機関・団体との連携が必要不可欠となります。

（１）町民や関係団体との連携

本計画を推進し、法律の目的である「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことが出来る地域社会の実現」のためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体･機関との協力が不可欠です。それら関係団体等と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

（２）国、県、近隣自治体との連携

障がい者施策の多くは国や県の補助事業であり、本計画を推進するためには、国や県との連携が不可欠です。

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

板野郡自立支援協議会をはじめ近隣の自治体や、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

第７章　資料

１　北島町障がい者計画等策定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　この要綱は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項に規定する障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０第１項に規定する障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、北島町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職　務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）計画の策定に関すること。

（２）その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

（組　織）

第３条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、障がい福祉施策に関し見識を有する者のうちから町長が委嘱する。

（任　期）

第４条　委員の任期は、第２条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を統括し、委員会の代表とする。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶　務）

第７条　委員会に関する庶務は、民生児童課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附　則

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この要綱による最初の委員会の会議は、第６条の規定にかかわらず町長が召集する。

附　則

１この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。

２　北島町障がい者計画等策定委員会名簿

氏名	所属
小綿　潤一	徳島県東部保健福祉局（徳島庁舎） 地域福祉・こども家庭支援担当　課長
濱堀　由美	徳島県東部保健福祉局（徳島保健所） こころの健康担当　課長
羽坂　登志馬	北島町議会　議長
佐々木　紀子	北島町議会　文教厚生常任委員会　委員長
平野　幹夫	北島町医師会長
中野　勤	北島町民生委員児童委員協議会長
池森　佐智子	北島町社会福祉協議会事務局長
米谷　昇	北島町身体障害者連合会　会長
北島　壽子	北島町手をつなぐ育成会　会長
堤　美代子	愛育会地域生活総合支援センター　所長
井上　佳子	吉野川育成園施設長
楠　綾	障がい者生活支援センター凌雲　相談支援専門員
桒原　優子	児童発達支援センター　ねむのき　園長
中川　尚子	地域活動支援センター　ことじ　管理者
伊藤　千恵	相談支援事業所「ライフ」　所長
吉田　好江	東部支援センターちゅうりっぷ　所長
藤本　宏	北島町　副町長
尼寺　かつ美	北島町　保険福祉課長
森本　秀樹	北島町　教育委員会事務局長
那須　桂子	北島町　保健相談センター　所長

順不同

北島町障がい福祉計画（第６期）
北島町障がい児福祉計画（第２期）

発行日：令和３年３月
編集・発行：北島町　民生児童課
〒771－0285　徳島県板野郡北島町中村字上地２３－１
電　話　：０８８－６９８－９８０２